

令和 7 年

3 月加賀市議会定例会議案

# 令和7年3月加賀市議会定例会議案

## 目次

議案等番号	件名	頁
報告第1号	専決処分の報告について (令和6年度加賀市一般会計補正予算).....	1
報告第2号	専決処分の報告について (令和6年度加賀市一般会計補正予算).....	11
議案第1号	令和7年度加賀市一般会計予算.....	別冊
議案第2号	令和7年度加賀市国民健康保険特別会計予算.....	別冊
議案第3号	令和7年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算.....	別冊
議案第4号	令和7年度加賀市介護保険特別会計予算.....	別冊
議案第5号	令和7年度加賀山代温泉財産区特別会計予算.....	別冊
議案第6号	令和7年度加賀山中温泉財産区特別会計予算.....	別冊
議案第7号	令和7年度加賀市病院事業会計予算.....	別冊
議案第8号	令和7年度加賀市水道事業会計予算.....	別冊
議案第9号	令和7年度加賀市下水道事業会計予算.....	別冊
議案第10号	令和6年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第11号	令和6年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第12号	令和6年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算.....	別冊
議案第13号	令和6年度加賀市病院事業会計補正予算.....	別冊

議案第14号	令和6年度加賀市水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第15号	令和6年度加賀市下水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第16号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について.....	17
議案第17号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について.....	21
議案第18号	加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について.....	23
議案第19号	加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について.....	25
議案第20号	加賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について.....	28
議案第21号	加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について.....	29
議案第22号	加賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について.....	45
議案第23号	加賀市職員等旅費条例の一部改正について.....	47
議案第24号	加賀市職員退職手当条例の一部改正について.....	59
議案第25号	加賀市国民健康保険税条例の一部改正について.....	61
議案第26号	加賀市手数料条例の一部改正について.....	62
議案第27号	加賀市長期継続契約に関する条例の一部改正について.....	82

議案第28号	加賀市瀬越キャンプ場条例の廃止について.....	83
議案第29号	加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について.....	84
議案第30号	加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について.....	87
議案第31号	山中温泉ぬくもり診療所条例の一部改正について.....	90
議案第32号	加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の 一部改正について.....	91
議案第33号	財産の取得について.....	93
議案第34号	和解について.....	95

## 報 告 第 1 号

### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

令和6年度加賀市一般会計補正予算

## 専 決 第 6 号

### 令和6年度加賀市一般会計補正予算(第6号)

令和6年度の加賀市一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 265,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,616,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日専決

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) -は減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		7,514,601	265,800	7,780,401
	2. 国庫補助金	3,320,127	265,800	3,585,927
歳入合計		38,350,800	265,800	38,616,600

2歳出

(単位：千円) -は減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		13,437,606	265,800	13,703,406
	1. 社会福祉費	6,663,438	250,800	6,914,238
	2. 児童福祉費	5,340,288	15,000	5,355,288
歳出合計		38,350,800	265,800	38,616,600

予 算 説 明 書

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	7,514,601	265,800	7,780,401
歳入合計	38,350,800	265,800	38,616,600

(歳出)

(単位：千円) ーは減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3. 民生費	13,437,606	265,800	13,703,406	265,800			0
歳出合計	38,350,800	265,800	38,616,600	265,800			0

2 歳 入

第 15 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
計	3,320,127	265,800	3,585,927			
27 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金	856,093	265,800	1,121,893	1 物価高騰対応重点支援地 方創生臨時交付金	265,800	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 265,800

3 歳 出  
第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円) - は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	6,663,438	250,800	6,914,238				250,800	250,800				
1 社会福祉総務費	996,554	250,800	1,247,354	1		7 臨時特別給付金給付事業費	250,800	250,800				臨時特別給付金給付事業費 250,800 (物価高騰生活支援給付金給付事業費)
				報酬	507							
				3								
				職員手当等	650							
				4								
				共済費	81							
				8								
				旅費	13							
				10								
需用費	799											
11												
役務費	3,033											
12												
委託料	3,000											
13												
使用料及び賃借料	2,717											
18												
負担金、補助及び交付金	240,000											

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円) - は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	5,340,288	15,000	5,355,288				15,000	15,000				
1 児童福祉総務費	1,992,804	15,000	2,007,804	10		10 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	15,000	15,000				子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 15,000 (物価高騰生活支援給付金(こども加算分)給付事業費)
				10	836							
				11								
				役務費	124							
13												
使用料及び賃借料	40											
18												
負担金、補助及び交付金	14,000											

# 給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

-は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 426 ) 590	628,481	2,198,377	1,800,738	4,627,596	838,821	5,466,417	
補正前	( 425 ) 590	627,974	2,198,377	1,800,088	4,626,439	838,740	5,465,179	
比 較	( 1 ) 0	507	0	650	1,157	81	1,238	

( )内は、会計年度任用職員以外の職員にあっては、短時間勤務職員数を外書きし、また、会計年度任用職員にあっては、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたものの。

(単位：千円)

-は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	57,100	22,962	50,368	5,897	307,369	32,571	1,074
	補正前	57,100	22,962	50,368	5,897	306,719	32,571	1,074
	比 較	0	0	0	0	650	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	613,198	494,091		174,398	3,920	37,790	0
	補正前	613,198	494,091		174,398	3,920	37,790	0
	比 較	0	0		0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	( 3 ) 565	2,129,193	1,549,556	3,678,749	694,437	4,373,186	
補正前	( 3 ) 565	2,129,193	1,549,556	3,678,749	694,437	4,373,186	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員数を外書きしたもの。

6

(単位：千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後	57,100	22,962	50,368	5,849	302,300	31,379	1,074
	補正前	57,100	22,962	50,368	5,849	302,300	31,379	1,074
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	479,851	382,945		174,398	3,920	37,410	0
	補正前	479,851	382,945		174,398	3,920	37,410	0
	比 較	0	0		0	0	0	0

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円) -は減を示す

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	( 423 ) 25	628,481	69,184	251,182	948,847	144,384	1,093,231	
補正前	( 422 ) 25	627,974	69,184	250,532	947,690	144,303	1,091,993	
比 較	( 1 ) 0	507	0	650	1,157	81	1,238	

( )内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員数を外書きしたもの。

(単位：千円) -は減を示す

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	管理職手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	通勤手当	宿日直手当
	補正後				48	5,069	1,192	
	補正前				48	4,419	1,192	
	比 較				0	650	0	
	区 分	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	退職手当	地域手当	児童手当	単身赴任手当
	補正後	133,347	111,146				380	
	補正前	133,347	111,146				380	
	比 較	0	0				0	

## 報 告 第 2 号

### 専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

令和6年度加賀市一般会計補正予算

## 専 決 第 1 号

### 令和6年度加賀市一般会計補正予算(第7号)

令和6年度の加賀市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 180,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,796,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月21日専決

加賀市長 宮 元 陸

第1表 歳入歳出予算補正

1歳入

(単位：千円) -は減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 寄附金		847,610	237,800	1,085,410
	1. 寄附金	847,610	237,800	1,085,410
19. 繰入金		2,078,924	-57,800	2,021,124
	2. 基金繰入金	2,078,924	-57,800	2,021,124
歳入合計		38,616,600	180,000	38,796,600

2歳出

(単位：千円) -は減を示す

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,981,624	120,000	4,101,624
	1. 総務管理費	3,286,234	120,000	3,406,234
13. 諸支出金		229,706	60,000	289,706
	2. 基金費	202,542	60,000	262,542
歳出合計		38,616,600	180,000	38,796,600

予 算 説 明 書

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円) -は減を示す

款	補正前の額	補正額	計
18. 寄附金	847,610	237,800	1,085,410
19. 繰入金	2,078,924	-57,800	2,021,124
歳入合計	38,616,600	180,000	38,796,600

(歳出)

(単位：千円) -は減を示す

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,981,624	120,000	4,101,624			120,000	0
13. 諸支出金	229,706	60,000	289,706				60,000
歳出合計	38,616,600	180,000	38,796,600			120,000	60,000

2 歳 入  
第 18 款 寄附金

第 1 項 寄附金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	847,610	237,800	1,085,410			
10 加賀市ふるさと納税寄附金	832,200	237,800	1,070,000	1 加賀市ふるさと納税寄附金	237,800	ふるさと納税寄附金 237,800

第 19 款 繰入金

第 2 項 基金繰入金

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	2,078,924	-57,800	2,021,124			
1 基金繰入金	2,078,924	-57,800	2,021,124	1 基金繰入金	-57,800	財政調整基金繰入金 -57,800

3 歳 出  
第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	3,286,234	120,000	3,406,234				120,000		120,000			
8 企画費	1,522,978	120,000	1,642,978	7 報償費	72,000				120,000			
				11 役務費	48,000	3 企画振興費	120,000		120,000		ふるさと納税推進費 120,000	

第 13 款 諸支出金

第 2 項 基金費

(単位：千円) -は減を示す

目	補正前の額	補正額	計	節		細目名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
計	202,542	60,000	262,542				60,000			60,000		
13 まちづくり 振興基金費	100	60,000	60,100	24 積立金	60,000					60,000		
						1 まちづくり振興基金積立金	60,000			60,000	まちづくり振興基金積立金(積増分) 60,000	

議案第16号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(加賀市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 加賀市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年加賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 加賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年加賀市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項から第6項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 加賀市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年加賀市条例

第25号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市職員退職手当条例の一部改正)

第5条 加賀市職員退職手当条例(平成17年加賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年加賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市自然環境保全条例の一部改正)

第7条 加賀市自然環境保全条例(平成17年加賀市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第27条及び第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第8条 加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。 )又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部

改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の加賀市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(加賀市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の加賀市職員退職手当条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第20条第4項並びに加賀市職員退職手当条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

## 議案第17号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(加賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第1条 加賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和3年加賀市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「法律第27号」の次に「。以下「番号法」という。」を、「以下同じ。）」の次に「又はカード代替電磁的記録(番号法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）」を加える。

(加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年加賀市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(加賀市税条例の一部改正)

第3条 加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第28条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第71条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第96条第2項第2号中「同法第2条第15項」を「同法第2条第16項」に改める。

第138条第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第146条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第18号

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正  
について

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削り、同条第4項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第6条第1項中「第10条」を「第9条」に、「、第14条から第16条までの規定及び第20条」を「及び第14条から第16条まで」に改める。

(加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和6年加賀市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第2項の改正規定を次のように改める。

第6条第2項中「及び第19条第2項」を「、第19条第2項及び第20条第2項第1号」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、第20条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第19号

### 加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

### 加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年加賀市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「次に掲げる子」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子
- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

第8条の2第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「次に掲げる子」に改め、「のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を削り、「(という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「(という。)」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」に改める。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「とあるのは「第15条第1項」を「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項」に改め、「介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」に、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「公務の運営に支障がある」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

## 議案第20号

### 加賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

加賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

### 加賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

加賀市職員の育児休業等に関する条例(平成17年加賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第15条の2第1項の」を「第15条の2第1項の規定による」に改め、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定により要介護家族の介護をするために勤務しないことができる時間」を「第61条の2第20項の規定による介護をするための時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第21号

加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「職員を」を「職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「同項前段」を「前項」に改め、「(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」を削り、同条第7項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定

するものとする。

(1) 55歳以上の職員のうち規則で定める職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 職務の級が8級である職員

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職務の級が8級である職員にあつては3,500円)とする。

第9条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第10条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第10条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第11条第1項第1号中「有料の道路(以下この項及び次項)」を「有料の道路(以下この項から第3項まで)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、

55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」を「管理職手当の支給を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第23条中「、扶養手当」を削る。

第23条の2中「、第9条、第10条及び第10条の4」を「及び第9条」に改める。

附則第7項中「、第10条第1項に相当する」を削り、「同項」を「この条例」に改める。

附則第8項中「、第10条の2第1項に相当する」を削り、「同項」を「この条例」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	

員	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		

43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		

68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					

93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						

	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、  
第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

(加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

- 6 加賀市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第6項及び第8項から第10項まで並びに第9条並びに新条例第4条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。

(号給の切替え)

- 2 切替日の前日において加賀市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後給与条例第10条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

6 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第72号)附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものとする。

(その他の経過措置の規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3

30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	

55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		

80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					

105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

## 議案第22号

### 加賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

加賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

### 加賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

加賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年加賀市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「月額をもって定めるものについては当月分をその月の給料支給日に、月額以外の基準をもって定めるものについては」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

別表1の項中「市税」を「庁外において市税」に改め、同表中2の項を削り、3の項を2の項とし、同表4の項中「及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条の規定に基づく施設に勤務し、児童の保育に従事する職員で、指導監督に従事するもの」を削り、同項を同表3の項とし、同表中5の項を4の項とし、6の項を削り、7の項を5の項とし、同表8の項中「除雪作業等手当」を「除雪作業手当」に改め、「又は異常気象下で行う作業」を削り、同項を同表6の項とし、同項の次に次の2項を加える。

7	災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において規則で定める作業に従事した職員
8	緊急呼出手当	正規の勤務時間外又は週休日等(条例第18条の2第1項に規定する週休日等をいう。)に緊急の呼出しを受けて業務に従事した職員

別表9の項中「高所作業に従事する」を「規則で定める危険な消防活動等に従事した」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第23号

加賀市職員等旅費条例の一部改正について

加賀市職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市職員等旅費条例の一部を改正する条例

加賀市職員等旅費条例(平成17年加賀市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び適用範囲」を削り、同条第1項中「職員等」を「職員及び職員以外の者(次項において「職員等」という。)」に改め、同条第2項中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する特別職及び一般職に属する職員をいい、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)&職員以外の者」を「職員等」に改める。

第2条第1項第5号中「遺族」を「家族」に、「並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族」を「で職員と生計を一にしているもの」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「扶養親族」を「遺族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「子」を「、子」に、「で主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「並びに職員の死亡当時職員と生計を一にして

いた他の親族」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第3号中「旅行」の次に「し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行」を加え、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する特別職及び一般職(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)に属する職員をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項から第4項までを削る。

第3条第2項中「配偶者」の次に「若しくは子」を加え、同項第1号中「出張のため」を「出張又は赴任のため」に改め、「免職」の次に「(罷免を含む。)」を加え、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第2号中「出張のため」を「出張又は赴任のため」に、「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第3条第3項中「法第28条第6項」を「、法第28条第4項」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に、「その出発前に第4条第2項」を「次条第3項」に、「を変更さ

れ」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「その損失となった」を「その者の損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「及び第4項から前項まで」を「、第4項及び第5項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が定める事情により概算払を受けることができた」を「規則で定める事情により概算払を受けた」に改め、「一部を」の次に「喪失した場合には、その」を加え、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条を次のように改める。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令票に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなけ

ればならない。ただし、出張命令票に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により出張命令票に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令票に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「旅行命令権者は、」を「旅行命令権者に」に改め、同条第2項中「時間的余裕」を「いとま」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、」を加え、「の旅費により」を「によって」に、「によって旅行」を「により旅行」に改める。

第8条から第12条までを削る。

第13条第1項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出職員等」という。)」を「市長」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「支出職員等」を「市長」に改め、同条第4項中「添付書類の種

類記載事項及び様式並びに前2項」を「資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項」に改め、「期間」の次に「並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同項の前に次の3項を加える。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条を第8条とする。

第14条及び第15条を削り、第8条の次に次の5条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用  
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市長等(加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)第1条に規定する特別職の職員をいう。)にあっては一夜につき27,000円、市長等以外の者にあっては一夜につき19,000円を超えない範囲内で規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第16条から第20条までを削り、第13条の次に次の2条を加える。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して一夜につき2,400円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

第21条を削り、第15条の次に次の3条を加える。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第22条から第26条までを削り、第18条の次に次の4条を加える。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない

額を合計した額とする。

第27条及び第28条を削る。

第29条第1項中「当該旅行に」を「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行に」に、「又は、当該」を「又は」に、「通常」を「この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常」に改め、同条第2項中「旅行命令権者は、」の次に「旅行者が」を加え、「当該旅行」を「当該旅行」に、「又は」を「又は」に改め、同条を第23条とする。

第30条中「また」を「又は」に、「ものである」を「ものとする」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第31条の見出しを「(外国旅行に係る旅費の取扱い)」に改め、同条中「その他この条例に定める旅費の支給につき、この条例に規定のない事項については」を「の種目及び額は、第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず」に改め、同条を第26条とする。

第32条を第27条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の加賀市職員等旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の加賀市職員等旅費条例(以下この項及び第4項において「旧条例」という。)第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の

支給を受けた場合について適用する。

(加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項後段を削る。

(加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 7 加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「の規定により、団長については6級以上の職務にある者、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員についてはその他の者」を「第13条に規定する市長等以外の者」に改める。

## 議案第24号

### 加賀市職員退職手当条例の一部改正について

加賀市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

### 加賀市職員退職手当条例の一部を改正する条例

加賀市職員退職手当条例(平成17年加賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第7項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市職員退職手当条例第13条第11項(第4号に係る部

分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した加賀市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第25号

加賀市国民健康保険税条例の一部改正について

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第26号

加賀市手数料条例の一部改正について

加賀市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市手数料条例の一部を改正する条例

加賀市手数料条例(平成17年加賀市条例第83号)の一部を次のように改正する。

別表32の項中「31の項の(1)」を「前項の(1)」に、「31の項の(2)」を「前項の(2)」に、「31の項の(3)」を「前項の(3)」に、「31の項の(4)」を「前項の(4)」に、「31の項の(5)」を「前項の(5)」に改める。

別表36の項から38の項までを次のように改める。

36 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく建築物の確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく建築物の計画通知審査手数料	(1) 構造計算の審査を要しない場合 ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 16,000円(建築基準法第6条の4の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項に規定する確認(以下この項において「確認の特例」という。)にあっては、10,000円) イ 床面積の合計が30平方メートルを
---	--

	<p>       超え100平方メートル以下のもの 2        4,000円(確認の特例にあっては、17,        000円)     </p> <p>       ウ 床面積の合計が100平方メートル        を超え200平方メートル以下のもの        33,000円(確認の特例にあっては、2        4,000円)     </p> <p>       エ 床面積の合計が200平方メートル        を超え300平方メートル以下のもの        43,000円     </p> <p>       オ 床面積の合計が300平方メートル        を超え500平方メートル以下のもの        52,000円     </p> <p>       カ 床面積の合計が500平方メートル        を超え1,000平方メートル以下のもの        59,000円     </p> <p>       キ 床面積の合計が1,000平方メート        ルを超え2,000平方メートル以下のも        の 83,000円     </p> <p>       ク 床面積の合計が2,000平方メート        ルを超え10,000平方メートル以下の        もの 200,000円     </p> <p>       ケ 床面積の合計が10,000平方メート        ルを超え50,000平方メートル以下の        もの 320,000円     </p> <p>       コ 床面積の合計が50,000平方メート        ルを超えるもの 590,000円     </p> <p>       (2) 構造計算の審査を要する場合     </p> <p>       ア 床面積の合計が30平方メートル以        下のもの 26,000円     </p> <p>       イ 床面積の合計が30平方メートルを        超え100平方メートル以下のもの 3        5,000円     </p>
--	--

	<p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 49,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 73,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 78,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 90,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 250,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 410,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 760,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(ア) 建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(イ) 確認済証を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計</p>
--	--

	<p>画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合((エ)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(エ) 確認済証を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>建築基準法第87条の4の昇降機(以下この項、次項、39の項及び41の項において「昇降機」という。)を含む建築物に関する確認申請等の場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 昇降機1基につき 16,000円</p> <p>(イ) 確認済証を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき 8,000円</p>
<p>37 建築基準法第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為(以下「特定建築行為」という。)に係る建築物を除く。)の完了検査申請手数料又は完了の通知に対</p>	<p>(1) (2)に規定する建築物以外の建築物ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 22,000円(建築基準法第7条の5の規定により読み替えて適用される同法第7条第1項に規定する検査(以下この項において「完了検査の特例」という。)にあっては、19,000</p>

<p>する検査手数料</p>	<p>円)</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 29,000円(完了検査の特例にあっては、25,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 42,000円(完了検査の特例にあっては、33,000円)</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 57,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 68,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 91,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 210,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 290,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 540,000円</p> <p>(2) 43の項に規定する中間検査を受けた建築物</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 15,000円(完了検査の特</p>
----------------	--

	<p>例にあつては、14,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを      超え100平方メートル以下のもの 2      5,000円(完了検査の特例にあつて      は、21,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートル      を超え200平方メートル以下のもの      37,000円(完了検査の特例にあつて      は、29,000円)</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートル      を超え300平方メートル以下のもの      44,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートル      を超え500平方メートル以下のもの      51,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートル      を超え1,000平方メートル以下のもの      66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メー      トルを超え2,000平方メートル以下のも      の 85,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メー      トルを超え10,000平方メートル以下の      もの 190,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メー      トルを超え50,000平方メートル以下の      もの 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メー      トルを超えるもの 530,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計は、建築      物を建築した場合(移転した場合を除      く。)にあつては当該建築に係る部分の      床面積について算定し、建築物を移転</p>
--	---

	<p>し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>昇降機を含む建築物に関する完了検査の場合は、昇降機1基につき 22,000円</p>
<p>38 建築基準法第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する建築物(特定建築行為に係る建築物に限る。)の完了検査申請手数料又は完了の通知に対する検査手数料</p>	<p>前項の規定の例により算出した金額に次に掲げる金額を加算した金額</p> <p>(1) 住宅用途の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 4,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅 (以下この項、116の項、119の項、122の項から124の項まで及び127の項において「共同住宅等」という。)の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>エ 共同住宅等の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円</p> <p>オ 共同住宅等の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 75,000円</p> <p>(2) 住宅以外の用途(以下「非住宅」という。)の場合</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円</p>

	<p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 151,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 189,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計は、当該建築物に係る特定建築行為の床面積について算定する。</p>
--	---

別表39の項を削り、同表40の項第1号中「9,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「確認」を「確認済証」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同項を同表39の項とし、同表41の項第1号中「8,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「確認」を「確認済証」に、「4,000円」を「7,000円」に改め、同項を同表第40の項とし、同表42の項中「第7条第1項の規定に基づく」を「第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する」に改め、「同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく」を削り、「13,000円」を「22,000円」に改め、同項を同表41の項とし、同表43の項中「第7条第1項の規定に基づく」を「第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する」に改め、「同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく」を削り、「9,000円」を「14,000円」に改め、同項を同表42の項とし、同表44の項中「第7条の3第1項の規定に基づく」を「第7条の3第1項又は同法第18条第29項に規定する」に改め、「同法第18条第19項の規定に基づく」を

削り、同項第1号中「9,000円」を「16,000円(建築基準法第7条の5の規定により読み替えて適用される同法第7条の3第1項に規定する検査(以下この項において「中間検査の特例」という。))にあっては、14,000円)」に改め、同項第2号中「11,000円」を「23,000円(中間検査の特例にあっては、21,000円)」に改め、同項第3号中「15,000円」を「31,000円(中間検査の特例にあっては、29,000円)」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「20,000円」を「38,000円」に改め、同項第5号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「1,000平方メートル」を「500平方メートル」に、「33,000円」を「43,000円」に改め、同項第6号中「1,000平方メートル」を「500平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「45,000円」を「57,000円」に改め、同項第7号中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「100,000円」を「74,000円」に改め、同項第8号中「10,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「50,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、同項第9号中「50,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「超えるもの 330,000円」を「超え50,000平方メートル以下のもの 240,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 470,000円

別表44の項中「(9)まで」を「(10)までの」に改め、同項を同表43の項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>44 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく仮使用認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(2) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>(3) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方</p>
--	---

	メートル以内のもの 60,000円 (4) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 120,000円
--	---

別表中45の項を削り、46の項を45の項とし、47の項から111の項までを1項ずつ繰り上げ、同表112の項中「116の項」を「115の項」に改め、同項第1号中「117の項、125の項及び131の項」を「116の項及び124の項」に、「117の項、125の項、127の項、131の項及び133の項」を「116の項、124の項及び126の項」に改め、同項を同表111の項とし、同表中113の項を112の項とし、114の項から116の項までを1項ずつ繰り上げ、同表117の項中「。以下この項から122の項」を「。以下この項から121の項」に改め、同項第1号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「以下126の項、127の項、132の項及び133の項」を「125の項及び126の項」に、「122の項」を「121の項」に改め、同号イ中「一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、120の項、125の項、128の項及び131の項において「共同住宅等」という。)」を「共同住宅等」に改め、同項中「確認の申請書」の次に「又は同法第18条第2項に規定する建築物に関する計画の通知書」を、「当該確認」の次に「又は計画」を加え、「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表116の項とし、同表118の項中「121の項、126の項、129の項及び132の項」を「120の項、125の項及び128の項」に改め、同項第1号ア中「131の項において「省令」という。)に規定するモデル建築物を用いる方法(以下この項、121の項、123の項、124の項、126の項、129の項及び132の項)」を「この項、次項及び122の項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する方法(120の項、122の項、123の項、125の項及び128の項)」に改め、同号イ中「モデル建物法以外の方法(以下121の項、123の項、124の項、126の項、129の項及び132の項において「標準入力法又は主要室入力法」という。)」を「基準省令第1条第1項第1号イ又は第2号イ(1)及びロ(1)に規定する方法(120の項、122の項、123の項、125の項及び128の項において「標準入力法」という。)」に改め、同項中「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表117の項とし、同表119の項中「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する部分

を有する建築物(以下122の項、127の項、130の項及び133の項)を「基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物(121の項から123の項まで、126の項及び129の項)に改め、同項第1号中「117の項の(1)」を「116の項の(1)」に改め、同項第2号中「117の項の(2)」を「116の項の(2)」に改め、同項中「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表118の項とし、同表120の項中「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表119の項とし、同表121の項第1号イ中「又は主要室入力法」を削り、同項中「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表120の項とし、同表122の項第1号中「120の項の(1)」を「119の項の(1)」に改め、同項第2号中「120の項の(2)」を「119の項の(2)」に改め、同項中「40の項」を「39の項」に改め、同項を同表121の項とし、同表123の項中「133の項」を「129の項」に、「第12条第1項及び第13条第2項」を「第11条第1項及び第12条第2項」に、「適合性判定」を「適合性判定等」に改め、同項第1号ア(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「26,000円」を「18,000円」に改め、同号ア(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「37,000円」を「26,000円」に改め、同号ア(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「95,000円」を「37,000円」に改め、同号ア(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「140,000円」を「95,000円」に改め、同号ア(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「180,000円」を「140,000円」に改め、同号ア(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「220,000円」を「180,000円」に改め、同号アに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

別表123の項第1号イ中「又は主要室入力法」を削り、同号イ(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「31,000円」を「22,000円」に改め、同号イ(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「43,000円」を「31,000円」に改め、同号イ(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「100,000円」を「43,000円」に改め、同号イ(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「150,000円」を「100,000円」に改め、同号イ(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「190,000円」を「150,000円」に改め、同号イ(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「230,000円」を「190,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 230,000円

別表123の項第2号中「工場等以外」の次に「(住宅を除く。)」を加え、同号ア(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「110,000円」を「86,000円」に改め、同号ア(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「150,000円」を「110,000円」に改め、同号ア(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「240,000円」を「150,000円」に改め、同号ア(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「310,000円」を「240,000円」に改め、同号ア(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,

000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「370,000円」を「310,000円」に改め、同号ア(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「430,000円」を「370,000円」に改め、同号アに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 430,000円

別表123の項第2号イ中「又は主要室入力法」を削り、同号イ(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「280,000円」を「220,000円」に改め、同号イ(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「370,000円」を「280,000円」に改め、同号イ(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「520,000円」を「370,000円」に改め、同号イ(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「640,000円」を「520,000円」に改め、同号イ(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「760,000円」を「640,000円」に改め、同号イ(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「870,000円」を「760,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 870,000円

別表123の項に次の1号を加える。

(3) 建築物の用途が住宅であるもの

ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

(ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未

満のもの 34,000円

(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもので 38,000円

(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもので 68,000円

(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもので 110,000円

(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもので 190,000円

(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもので 280,000円

イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの

(ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもので 25,000円

(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもので 28,000円

(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもので 50,000円

(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもので 85,000円

(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもので 140,000円

(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもので 210,000円

ウ 評価方法の全部が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する仕様基準によるもの

- (ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 17,000円
- (イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 18,000円
- (ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 32,000円
- (エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 56,000円
- (オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
- (カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 150,000円

エ 複合建築物である場合、(1)に定める金額又は(2)に定める金額に、(3)に定める金額を加算した金額

別表123の項中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「及び(2)」を「から(3)まで」に、「126の項の(2)」を「非住宅にあっては125の項の(2)に、住宅にあっては124の項の(2)」に改め、同項を同表122の項とし、同表124の項中「第12条第2項及び第13条第3項」を「第11条第2項及び第12条第3項」に、「適合性判定」を「適合性判定等」に、「第11条」を「第13条」に改め、同項第1号ア(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「21,000円」を「14,000円」に改め、同号ア(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「32,000円」を「21,000円」に改め、同号ア(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「87,000円」を「32,000円」に改め、同号ア(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,

000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「130,000円」を「87,000円」に改め、同号ア(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「170,000円」を「130,000円」に改め、同号ア(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「210,000円」を「170,000円」に改め、同号アに次のように加える

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 210,000円

別表124の項第1号イ中「又は主要室入力法」を削り、同号イ(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「24,000円」を「16,000円」に改め、同号イ(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「35,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「91,000円」を「35,000円」に改め、同号イ(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「140,000円」を「91,000円」に改め、同号イ(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「170,000円」を「140,000円」に改め、同号イ(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「210,000円」を「170,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 210,000円

別表124の項第2号中「工場等以外」の次に「(住宅を除く。)」を加え、同号ア(ア)

中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「63,000円」を「48,000円」に改め、同号ア(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「86,000円」を「63,000円」に改め、同号ア(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「160,000円」を「86,000円」に改め、同号ア(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「220,000円」を「160,000円」に改め、同号ア(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「260,000円」を「220,000円」に改め、同号ア(カ)中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「320,000円」を「260,000円」に改め、同号アに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 320,000円

別表124の項第2号イ中「又は主要室入力法」を削り、同号イ(ア)中「非住宅部分の」及び「以上1,000平方メートル」を削り、「150,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(イ)中「非住宅部分の」を削り、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「200,000円」を「150,000円」に改め、同号イ(ウ)中「非住宅部分の」を削り、「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「300,000円」を「200,000円」に改め、同号イ(エ)中「非住宅部分の」を削り、「5,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「390,000円」を「300,000円」に改め、同号イ(オ)中「非住宅部分の」を削り、「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に、「460,000円」を「390,000円」に改め、同号イ(カ)

中「非住宅部分の」を削り、「25,000平方メートル」を「10,000平方メートル」に改め、「以上」の次に「25,000平方メートル未満」を加え、「530,000円」を「460,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 530,000円

別表124の項に次の1号を加える。

(3) 建築物の用途が住宅であるもの

ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

(ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 21,000円

(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 39,000円

(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 67,000円

(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円

(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 180,000円

イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの

(ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 15,000円

(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 16,000円

(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの

30,000円

(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,000円

(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 96,000円

(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 140,000円

ウ 複合建築物である場合、(1)に定める金額又は(2)に定める金額に、(3)に定める金額を加算した金額

別表124の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「及び(2)」を「から(3)まで」に、「129の項の(2)」を「非住宅にあっては128の項の(2)、住宅にあっては127の項の(2)」に改め、同項を同表123の項とし、同表125の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「130の項」を「129の項」に改め、同項第1号中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「127の項」を「126の項」に、「及び128の項」を「及び127の項」に改め、同号ウ中「長屋又は共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、128の項及び131の項において「共同住宅等」という。)」を「共同住宅等」に改め、同項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表124の項とし、同表126の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「129の項」を「128の項」に改め、同号イ中「又は主要室入力法」を削り、同項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表125の項とし、同表127の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「130の項」を「129の項」に、「125の項の(1)」を「124の項の(1)」に、「126の項の(1)」を「前項の(1)」に改め、同項第2号中「125の項の(2)」を「124の項の(2)」に、「126の項の(2)」を「前項の(2)」に改め、同項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表126の項とし、同表128の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表127の項とし、同

表129の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号イ中「又は主要室入力法」を削り、同項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表128の項とし、同表130の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「128の項の(1)」を「127の項の(1)」に、「129の項の(1)」を「前項の(1)」に改め、同項第2号中「128の項の(2)」を「127の項の(2)」に、「129の項の(2)」を「前項の(2)」に改め、同項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項を同表129の項とし、同表中131の項から133の項までを削り、134の項を130の項とし、135の項から158の項までを4項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、同日前の手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

## 議案第27号

加賀市長期継続契約に関する条例の一部改正について

加賀市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

加賀市長期継続契約に関する条例(平成17年加賀市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) ソフトウェアの使用許諾に関する契約
- (4) クラウドサービスの利用に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

加賀市瀬越キャンプ場条例の廃止について

加賀市瀬越キャンプ場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市瀬越キャンプ場条例を廃止する条例

加賀市瀬越キャンプ場条例(平成17年加賀市条例第153号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する

## 議案第29号

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため

の措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

山中温泉ぬくもり診療所条例の一部改正について

山中温泉ぬくもり診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

山中温泉ぬくもり診療所条例の一部を改正する条例

山中温泉ぬくもり診療所条例(平成27年加賀市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第32号

加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年加賀市条例第199号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中「住居手当は」を「住居手当は、」に改める。

(加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第5条から第7条まで」を「加賀市企業職員の給与の種類及

び基準に関する条例第5条、第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第33号

### 財産の取得について

(仮称)新加賀市屋内プール建設事業のため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年加賀市条例第47号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

#### 1 取得財産

- |        |   |
|--------|---|
| (1) 種別 | 土地及び建物  |
| (2) 所在 | 加賀市加茂町ソ62番1<br>加茂町ソ92番<br>作見町ホ61番<br>作見町ホ65番<br>作見町ホ66番 |
| (3) 面積 | 土地 5,798.9平方メートル<br>建物 2,175.0平方メートル                    |

2 取得価格 2,497,306,200円

- 3 取得の相手方 ENEOS不動産・大和リース屋内プール整備共同事業体
- 代表者 神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地8  
ENEOS不動産株式会社
- 代表取締役社長 社長執行役員 丹羽 逸夫
- 構成員 石川県金沢市鞍月5丁目57番地  
大和リース株式会社 金沢支店  
支店長 寺田 博之

## 議案第34号

### 和解について

民法(明治29年法律第89号)第695条の規定により次のとおり和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

加賀市長 宮 元 陸

#### 1 和解の相手方

X氏 ※下線部は、表記を変更しています。

#### 2 事案の概要

本年1月16日に市役所本館1階市民ロビーにおいて、本市税料金課職員1名が相手方との税に関する相談業務を実施中、相手方と口論となり、相手方から唾を吐きかけられたことに応じて当該職員が相手方の左頬を平手打ちしたもの

#### 3 和解の要旨

(1) 本市は、相手方に対し、本件に係る一切の和解金として100,000円の支払い義務があることを認め、これを相手方指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込費用は、本市の負担とする。

(2) 本市及び相手方は、本件に関し、(1)に定めるもののほか債権債務が存在せ

ず、本市、相手方及び当該職員間で相互に金銭その他の請求をしないことを確認する。

# 【参考資料】

## 条例案件新旧対照表

令和 7 年

3 月加賀市議会定例会

令和7年3月加賀市議会定例会  
条例案件新旧対照表

－目 次－

件 名	頁
(議案第16号) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について.....	1
(議案第17号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について.....	26
(議案第18号) 加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について.....	31
(議案第19号) 加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について.....	33
(議案第20号) 加賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について.....	38
(議案第21号) 加賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について.....	40
(議案第22号) 加賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について.....	57
(議案第23号) 加賀市職員等旅費条例の一部改正について.....	60
(議案第24号) 加賀市職員退職手当条例の一部改正について.....	86
(議案第25号) 加賀市国民健康保険税条例の一部改正について.....	89
(議案第26号) 加賀市手数料条例の一部改正について.....	91

(議案第27号)	加賀市長期継続契約に関する条例の一部改正について....	150
(議案第29号)	加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について.....	151
(議案第30号)	加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について.....	156
(議案第31号)	山中温泉ぬくもり診療所条例の一部改正について.....	161
(議案第32号)	加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の 一部改正について.....	162

[第1条関係]加賀市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年加賀市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第11条まで 略                      (罰則)                      第12条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。                      ※以下 略</p>	<p>※第1条から第11条まで 略                      (罰則)                      第12条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。                      ※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年加賀市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※本則 略</p> <p>附 則</p> <p>※第1条・第2条 略</p> <p>(旧条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条又は第13条第3項の規定による職務上又は旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)から委託を受けた事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者</p> <p>2 前条の規定の施行前に旧条例第14条、第27条、第32条又は第32条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報(旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。</p> <p>3 前条の規定の施行前において旧条例第40条の規定による加賀市個</p>	<p>※本則 略</p> <p>附 則</p> <p>※第1条・第2条 略</p> <p>(旧条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条又は第13条第3項の規定による職務上又は旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)から委託を受けた事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者</p> <p>2 前条の規定の施行前に旧条例第14条、第27条、第32条又は第32条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報(旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。</p> <p>3 前条の規定の施行前において旧条例第40条の規定による加賀市個</p>	

個人情報保護審査会の委員であった者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政情報(加賀市情報公開条例第2条第2号に規定する行政情報をいう。)に記録された個人の秘密に属する事項を含む旧個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

個人情報保護審査会の委員であった者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政情報(加賀市情報公開条例第2条第2号に規定する行政情報をいう。)に記録された個人の秘密に属する事項を含む旧個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

6 第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

7 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた場合において、前条の規定の施行後に偽りその他不正な手段により、旧保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

※以下 略

8 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた場合において、前条の規定の施行後に偽りその他不正な手段により、旧保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

※以下 略

[第3条関係]加賀市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年加賀市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第8条まで 略 (失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された者について、情状により特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとする。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第8条まで 略 (失職の例外)</p> <p>第9条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された者について、情状により特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとする。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。</p> <p>※以下 略</p>	

[第4条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第19条まで 略</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮__以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮__以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>※第1条から第19条まで 略</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

※以下 略

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

※以下 略

[第5条関係]加賀市職員退職手当条例(平成17年加賀市条例第44号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第15条まで 略 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該基礎に係る犯罪について禁固__以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき</p>	<p>※第1条から第15条まで 略 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき</p>	

その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

その者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上)の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上)の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、

速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当す

速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当す

るときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合におい

るときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合におい

て、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 加賀市行政手続条例(平成17年加賀市条例第13号)第15条から第26条までの規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、

て、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第15条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 加賀市行政手続条例(平成17年加賀市条例第13号)第15条から第26条までの規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第20条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、

これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 加賀市行政手続条例第15条から第26条までの規定は、前項の規定

これらの規定により算出される金額(次条及び第20条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 加賀市行政手続条例第15条から第26条までの規定は、前項の規定

による意見の聴取について準用する。

6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

※第19条 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又

による意見の聴取について準用する。

6 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

※第19条 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第5項又

は前条第3項において準用する加賀市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項及び第4項に規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

は前条第3項において準用する加賀市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項及び第4項に規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第15条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定

による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第15条第2項並びに第18条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 加賀市行政手続条例第15条から第26条までの規定は、前項において準用する第18条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

※以下 略

による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第15条第2項並びに第18条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 加賀市行政手続条例第15条から第26条までの規定は、前項において準用する第18条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

※以下 略

[第6条関係]加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例(令和5年加賀市条例第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※本則 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条、第15条及び第16条を削る改正規定並びに第10条を加える改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前においてこの条例による改正前の加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条の4の規定による加賀市指定管理者選定会の選定員であった者に係る旧条例第4条の8の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前において指定管理者であった者又は従事者であった者に係る旧条例第13条第2項及び第3項に規定する加賀市個人情報保護条例(平成17年加賀市条例第17号)の規定を遵守し、保有個人情報(同条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該保有個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しては</p>	<p>※本則 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条、第15条及び第16条を削る改正規定並びに第10条を加える改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前においてこの条例による改正前の加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条の4の規定による加賀市指定管理者選定会の選定員であった者に係る旧条例第4条の8の規定による職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前において指定管理者であった者又は従事者であった者に係る旧条例第13条第2項及び第3項に規定する加賀市個人情報保護条例(平成17年加賀市条例第17号)の規定を遵守し、保有個人情報(同条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該保有個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しては</p>	

ならない義務については、附則第1項ただし書に規定する規定の施行後も、なお従前の例による。

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前において従事者であった者が、正当な理由がないのに、同項ただし書に規定する規定の施行前において、個人の秘密に属する事項を含む保有個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項ただし書に規定する規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においてその業務に関して知り得た保有個人情報を同項ただし書に規定する規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においてした行為に対する罰則の適用については、同項ただし書に規定する規定の施行後も、なお従前の例による。

ならない義務については、附則第1項ただし書に規定する規定の施行後も、なお従前の例による。

- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前において従事者であった者が、正当な理由がないのに、同項ただし書に規定する規定の施行前において、個人の秘密に属する事項を含む保有個人情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同項ただし書に規定する規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 5 前項に規定する者が、附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においてその業務に関して知り得た保有個人情報を同項ただし書に規定する規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前においてした行為に対する罰則の適用については、同項ただし書に規定する規定の施行後も、なお従前の例による。

[第7条関係]加賀市自然環境保全条例(平成17年加賀市条例第150号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第8条まで 略 (保護地区内における行為の届出等)</p> <p>第9条 保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、又はその土地の形質を変更すること。 (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (5) 木竹を伐採すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全等に影響を及ぼすおそれがあるとして市長があらかじめ指定した行為</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保護地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべきことを指導し、若しくは勧告することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の規定による禁止又は指導若しくは勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その必要な限度におい</p>	<p>※第1条から第8条まで 略 (保護地区内における行為の届出等)</p> <p>第9条 保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、又はその土地の形質を変更すること。 (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (5) 木竹を伐採すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全等に影響を及ぼすおそれがあるとして市長があらかじめ指定した行為</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保護地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべきことを指導し、若しくは勧告することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の規定による禁止又は指導若しくは勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その必要な限度におい</p>	

て同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日(前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 市長は、当該保護地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。この場合において、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害時の応急措置として行う行為
  - (2) 通常の管理行為
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

※第10条 略

(中止命令等)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者、同条第2項の規定による禁止若しくは指導若しくは勧告に応じない者又は同条第4項の期間を経過する前に届出に係る行為に着手した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずること

て同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日(前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 市長は、当該保護地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。この場合において、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害時の応急措置として行う行為
  - (2) 通常の管理行為
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

※第10条 略

(中止命令等)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者、同条第2項の規定による禁止若しくは指導若しくは勧告に応じない者又は同条第4項の期間を経過する前に届出に係る行為に着手した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずること

ができる。

2 市長は、第9条第1項の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なる行為をしたと認めるときは、当該行為の中止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

※第12条から第16条まで 略

(動植物保護地区内における行為の制限)

第17条 何人も、動植物保護地区内においては、市長の許可を受けなければ、保護動植物の捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害時の応急措置としてする場合
- (2) 通常の管理行為としてする場合
- (3) 国又は地方公共団体がする場合

※第18条から第26条まで 略

(罰則)

第27条 第11条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 第17条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

※以下 略

ができる。

2 市長は、第9条第1項の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なる行為をしたと認めるときは、当該行為の中止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

※第12条から第16条まで 略

(動植物保護地区内における行為の制限)

第17条 何人も、動植物保護地区内においては、市長の許可を受けなければ、保護動植物の捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害時の応急措置としてする場合
- (2) 通常の管理行為としてする場合
- (3) 国又は地方公共団体がする場合

※第18条から第26条まで 略

(罰則)

第27条 第11条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 第17条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

※以下 略

[第8条関係]加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第3条まで 略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第3条まで 略 (欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者</p> <p>※以下 略</p>	

[第1条関係]加賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和3年加賀市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条・第2条 略 (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 ※本文 略</p> <p>※2・3 略</p> <p>4 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号 _____)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)</p> <hr/> <p>_____の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>※5・6 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条・第2条 略 (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 ※本文 略</p> <p>※2・3 略</p> <p>4 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又はカード代替電磁的記録(番号法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p> <p>※5・6 略</p> <p>※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年加賀市条例第56号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 ※本文 略</p> <p>※(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>※(5)・(6) 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 ※本文 略</p> <p>※(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>※(5)・(6) 略</p> <p>※以下 略</p>	

[第3条関係]加賀市税条例(平成17年加賀市条例第74号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第27条まで 略 (市民税の申告)</p> <p>第28条 ※本文 略</p> <p>※2から8まで 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>※第29条から第70条まで 略 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第71条 ※本文 略</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規</p>	<p>※第1条から第27条まで 略 (市民税の申告)</p> <p>第28条 ※本文 略</p> <p>※2から8まで 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>※第29条から第70条まで 略 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第71条 ※本文 略</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規</p>	

定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

※(2)から(4)まで 略

※2 略

※第71条の2から第95条まで 略

(種別割の減免)

第96条 ※本文 略

2 ※本文 略

※(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

※(3)から(8)まで 略

※3 略

※第97条から第137条の2まで 略

(特別土地保有税の減免)

第138条 ※本文 略

定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

※(2)から(4)まで 略

※2 略

※第71条の2から第95条まで 略

(種別割の減免)

第96条 ※本文 略

2 ※本文 略

※(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

※(3)から(8)まで 略

※3 略

※第97条から第137条の2まで 略

(特別土地保有税の減免)

第138条 ※本文 略

※(1)から(3)まで 略

2 ※本文 略

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)  
(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

※(2)・(3) 略

※3 略

※第139条から第145条まで 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営の申告)

第146条 ※本文 略

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

※(2)・(3) 略

※2 略

※以下 略

※(1)から(3)まで 略

2 ※本文 略

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)  
(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

※(2)・(3) 略

※3 略

※第139条から第145条まで 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営の申告)

第146条 ※本文 略

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

※(2)・(3) 略

※2 略

※以下 略

[第1条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第4条まで 略 (給与に関する特例)</p> <p>第5条 ※本文 略</p> <p>※2 略</p> <p><u>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号。次項において「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第10条までの規定、第10条の4、<u>第14条から第16条までの規定及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>※2 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第4条まで 略 (給与に関する特例)</p> <p>第5条 ※本文 略</p> <p>※2 略</p> <p>—</p> <p><u>3 第2項の規定による号給の決定</u> _____ <u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号。次項において「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条 <u>までの規定、第10条の4及び第14条から第16条まで</u> _____ <u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>※2 略</p> <p>※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年加賀市条例第23号)新旧対照表(加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和6年加賀市条例第47号)関係)

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項 _____の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u> _____」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 給与条例第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、第18条の2第1項中「市長の定める職を占める職員」とあるのは「市長の定める職を占める職員及び特定任期付職員」と、第19条第2項中「<u>100分の125</u> _____」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、第20条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>加賀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和6年加賀市条例第47号)第2条の全部改正</p>

加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年加賀市条例第30号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第8条まで 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員に</p>	<p>※第1条から第8条まで 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>次に掲げる子</u> (民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u></p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</u></p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員に</p>	

ついて準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

※3 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 ※本文 略

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

※3 略

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護

ついて準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子」(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

※3 略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 ※本文 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

※3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護



の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

※2・3 略

※第15条の2から第17条まで 略

の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

※2・3 略

※第15条の2から第17条まで 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

—  
※以下 略

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の加賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

加賀市職員の育児休業等に関する条例(平成17年加賀市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第19条まで 略 (部分休業の承認)</p> <p>第20条 ※本文 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の_____介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定により要介護家族の介護をするために勤務しないことができる時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第19条まで 略 (部分休業の承認)</p> <p>第20条 ※本文 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間_____ (以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>※以下 略</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[第1条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第3条まで 略 (初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 ※本文 略</p> <p>※2から4まで 略</p> <p>5 職員の昇給は規則で定める日に、同日の属する年度の前年度における当該職員の勤務成績等に応じて、規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該期間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員を _____昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項前段</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 <u>55歳以上の職員のうち規則で定める職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「0」とする。</u></p>	<p>※第1条から第3条まで 略 (初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 ※本文 略</p> <p>※2から4まで 略</p> <p>5 職員の昇給は規則で定める日に、同日の属する年度の前年度における当該職員の勤務成績等に応じて、規則の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該期間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項</u>に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 <u>次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>	

—  
—  
※8から11まで 略

※第5条から第8条まで 略

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満

(1) 55歳以上の職員のうち規則で定める職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 職務の級が8級である職員

※8から11まで 略

※第5条から第8条まで 略

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職務の級が8級である職員にあっては3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、そ

22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間\_\_\_\_\_にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条 削除

の日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第10条の2 ※本文 略

2 地域手当の月額は、給料及び管理職手当(育児短時間勤務職員にあつ

—

—

—

—

—

(地域手当)

第10条の2 ※本文 略

2 地域手当の月額は、給料及び管理職手当(育児短時間勤務職員にあつ

ては、当該育児短時間勤務職員が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料及び管理職手当)並びに扶養手当の月額合計に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額)とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

※第10条の3 略

(住居手当)

第10条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

※(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者\_\_\_\_\_が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要

ては、当該育児短時間勤務職員が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料及び管理職手当)並びに扶養手当の月額合計に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額)とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

※第10条の3 略

(住居手当)

第10条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

※(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要

があると認められるものとして規則で定めるもの

※2・3 略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

があると認められるものとして規則で定めるもの

※2・3 略

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

※アからスまで 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項に\_\_\_\_\_において「運賃等相当額」という。)

---



---



---



---



---



---



---



---

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第11条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。)にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

※アからスまで 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額\_\_\_\_\_

及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 ※本文 略
- 4 ※本文 略
- 5 ※本文 略
- 6 ※本文 略

※第11条の2から第18条まで 略  
(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第8条第1項に規定する市長の定める職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_, 第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 4 ※本文 略
- 5 ※本文 略
- 6 ※本文 略
- 7 ※本文 略

※第11条の2から第18条まで 略  
(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第8条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の

臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

※(2) 略

※第19条から第22条の3まで 略

(管理職手当等の支給方法)

第23条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、市長が定める。

(定年前再任用短時間勤務職員の適用除外)

第23条の2 第4条第3項から第10項まで、第9条、第10条及び第10条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額\_\_\_\_\_

※(2) 略

※第19条から第22条の3まで 略

(管理職手当等の支給方法)

第23条 管理職手当\_\_\_\_、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、市長が定める。

(定年前再任用短時間勤務職員の適用除外)

第23条の2 第4条第3項から第10項まで及び第9条\_\_\_\_\_の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

※第24条から第27条まで 略

附 則

※1から6まで 略

(扶養手当の認定の取扱い)

7 継続採用職員の扶養親族で、施行日前において、第10条第1項に相当する合併等前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされている者については、同項の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

(住居手当についての経過措置)

8 継続採用職員で、施行日前において、第10条の2第1項に相当する合併前の条例の規定により住居手当の届出をし、決定がなされている者については、同項の規定により届出がなされ、住居手当の決定がなされたものとみなす。

※9から30まで 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600

※第24条から第27条まで 略

附 則

※1から6まで 略

(扶養手当の認定の取扱い)

7 継続採用職員の扶養親族で、施行日前において\_\_\_\_\_合併等前の条例の規定により扶養親族の届出をし、その者の扶養親族としての認定がなされている者については、この条例の規定により届出がなされ、扶養親族としての認定がなされたものとみなす。

(住居手当についての経過措置)

8 継続採用職員で、施行日前において\_\_\_\_\_合併前の条例の規定により住居手当の届出をし、決定がなされている者については、この条例の規定により届出がなされ、住居手当の決定がなされたものとみなす。

※9から30まで 略

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	

26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	

26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		

50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		

50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		

74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					

74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					

98	300,600	348,800					
99	301,000	349,200					
100	301,400	349,500					
101	301,600	349,800					
102	301,900	350,200					
103	302,200	350,600					
104	302,500	351,000					
105	302,700	351,500					
106	303,000	351,900					
107	303,300	352,300					
108	303,600	352,700					
109	303,800	353,200					
110	304,200	353,600					
111	304,600	353,900					
112	304,900	354,200					
113	305,100	354,700					
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						

98	300,600	350,200					
99	301,000	350,600					
100	301,400	351,000					
101	301,600	351,500					
102	301,900	351,900					
103	302,200	352,300					
104	302,500	352,700					
105	302,700	353,200					
106	303,000	353,600					
107	303,300	353,900					
108	303,600	354,200					
109	303,800	354,700					
110	304,200						
111	304,600						
112	304,900						
113	305,100						
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。  
ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。  
ただし、第25条及び第25条の2に規定する職員を除く。

[第2条関係]加賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第35号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※本則 略</p> <p>附 則</p> <p>※1から5まで 略</p> <p>6 <u>新条例第4条第3項から第10項まで、第9条、第10条及び第10条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>※以下 略</p>	<p>※本則 略</p> <p>附 則</p> <p>※1から5まで 略</p> <p>6 <u>加賀市一般職の職員の給与に関する条例第4条第3項、第6項及び第8項から第10項まで並びに第9条並びに新条例第4条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</u></p> <p>※以下 略</p>	



		童の保育に従事する職員で、指導監督に従事するもの
5	感染症予防等作業手当	感染症の予防又は防止に従事する職員で、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認める場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件の処理作業に従事したもの
6	一般廃棄物処理手当	一般廃棄物の処理に従事する職員
7	道路・公園等補修美化業務手当	道路・公園等補修美化業務に従事する職員
8	除雪作業等手当	除雪作業又は異常気象下で行う作業に従事した職員
9	消防業務手当	緊急出動業務又は高所作業に従事する消防吏員

4	感染症予防等作業手当	感染症の予防又は防止に従事する職員で、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認める場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件の処理作業に従事したもの
5	道路・公園等補修美化業務手当	道路・公園等補修美化業務に従事する職員
6	除雪作業手当	除雪作業_____に従事した職員
7	災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において規則で定める作業に従事した職員
8	緊急呼出手当	正規の勤務時間外又は週休日等(条例第18条の2第1項に規定する週休日等をいう。)に緊急の呼出しを受けて業務に従事した職員
9	消防業務手当	緊急出動業務又は規則で定める危険な消防活動等に従事した消防吏員

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



(3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行\_\_\_\_\_することをいう。

(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが\_\_\_\_\_事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているもの\_\_\_\_\_をいう。

(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において、職務の級を指定されている場合の級は、加賀市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第40号)第3条の規定による給料表に定める職務の級をいう。

3 この条例において「何々の職」という場合には、各機関の職員の

(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 \_\_\_\_\_ 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にしているもの\_\_\_\_\_をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

職名に関する規則又は規程に定める補職名をいうものとする。

4 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する区域(都については、特別区の存する全地区)をいう。

(旅費の支給)

第3条 ※本文 略

2 職員、その配偶者\_\_\_\_\_又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため\_\_\_\_\_旅行中に退職、免職\_\_\_\_\_、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には当該職員

(2) 職員が出張のため\_\_\_\_\_旅行中に死亡した場合には当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において法第28条第6項又は第29条の規定により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

※4・5 略

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けられる者が、その出発前に第4条第2項の規定により旅行命令等を変更され\_\_\_\_\_、又は死亡した場合において\_\_\_\_\_、当該旅行のため既に支出した金額がある

(旅費の支給)

第3条 ※本文 略

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

※4・5 略

6 第1項、第2項及び前2項\_\_\_\_\_の規定により旅費の支給を受けられる者が、次条第3項\_\_\_\_\_の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額\_\_\_\_\_

ときは、当該金額のうちその損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び第4項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けることができた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を\_\_\_\_\_喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行命令権者は、公務遂行上必要と認めた場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合には、次の各号に掲げる旅行につき、当該各号に掲げる区分により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を発することができる。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項\_\_\_\_\_の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中\_\_\_\_\_天災その他規則で定める事情により概算払を受けた\_\_\_\_\_旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することが

2 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第2項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者は、旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

できる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令票に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令票に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令票に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令票に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

## ※3 略

## (旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 旅行雑費は、旅行中の雑費の実費額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

## (旅費の計算)

第7条 旅費は、\_\_\_\_\_

## ※3 略

## (旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

—

—

—

—

—

—

—

—

—

## (旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に

最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域(第2条第4項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

3 第1項の規定にかかわらず、旅行者が同一地域内に長期の講習又は

規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって 計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

研修等により滞在する場合には、第1項の規定により定額から減じた額の範囲内において市長が定める。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

は、所定の請求書

に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出職員等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを市長  
に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全

部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額  
のうちその書類を提出しなかったためその旅費  
の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給  
を受けることができない。

※2 略

3 支出職員等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合  
には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

—

—

—

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類記載事項及び  
様式並びに前2項 \_\_\_\_\_ に規定する期間  
 \_\_\_\_\_ は、規則で定める。

部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に  
相当する金額のうちその書類を提出しなかったためその旅費又は旅  
費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支  
払を受けることができない。

※2 略

3 市長 \_\_\_\_\_ は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合  
には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受  
けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場  
合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、  
市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅  
費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額  
を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電  
磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技  
術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において  
同じ。)をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行わ  
れたときは、電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた  
時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録  
事項、第2項及び第3項 \_\_\_\_\_ に規定する期間並びに第4項に規定する給  
与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により、支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(路程の計算)

第15条 路程の計算に使用する資料については、規則で定める。

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

—

—

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する

—

—

—

—

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄

場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第17条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長及び副市長(以下「市長等」という。)については、上級の運賃

イ その他の者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等については、上級の運賃

道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

イ その他の者については、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

—  
—  
—  
—

(車賃)

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第19条 車賃の額は1キロメートルにつき37円(職員が旅行命令権者の承認を受けて私有車により旅行する場合には、市長が定める額)とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

—

—

—

—

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

—

—

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支

の実情及び旅行者の職務を勘案して市長等(加賀市常勤の特別職の職員の給与に関する条例(平成17年加賀市条例第39号)第1条に規定する特別職の職員をいう。)にあっては一夜につき27,000円、市長等以外の者にあっては一夜につき19,000円を超えない範囲内で規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して一夜につき2,400円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表の乙地方の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとし

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全部並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第22条第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算して得た額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなし、前項の規定を適用する。

(市内出張の旅費)

第25条 市内出張の旅費は、次の各号のいずれかに該当する場合にお

て算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

いて、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃又は車賃の実費

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の範囲内において、現に支払った額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第16条、第17条又は第19条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の船賃又は車賃を要する場合には、その実費額の船賃又は車賃

(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための市の公舎に居住し、又はこれを明け渡すことを命ぜられた場合には、別表の鉄道100キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額の範囲内の実費額の移転料

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の

旅費とする。

- (1) 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 退職等を知った日の翌日から1月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号の規定により支出する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にす

翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するとき  
は、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

る。

—

—

—

—

—

(旅費の調整)

第29条 旅行命令権者は、当該旅行に

\_\_\_\_\_おける特別の事情により、又は、当該旅行の性質上、通常

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は \_\_\_\_\_旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた

必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、この条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第30条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、またこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものである。

旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 旅行命令権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(国家公務員等の旅費法の準用)

第31条 外国旅行に係る旅費その他この条例に定める旅費の支給につき、この条例に規定のない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例による。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第20条—第23条、第25条、第26条関係)

内国旅行の旅費

1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
	甲地方	乙地方	
市長等	円 14,800	円 13,300	円 3,000
6級以上の職務にある者	13,100	11,800	2,600
その他の者	10,900	9,800	2,200

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区分	鉄道50キロメートル	鉄道50キロメートル	鉄道100キロメートル	鉄道300キロメートル	鉄道500キロメートル	鉄道1,000キロメートル

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(外国旅行に係る旅費の取扱い)

第26条 外国旅行に係る旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から第18条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例による。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

	ル未満	ル以上100 キロメー トル未満	ル以上300 キロメー トル未満	ル以上500 キロメー トル未満	トル以上 1,000キ ロメー トル未満	一トル以 上
市長等	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000
6級以上 の職務 にある 者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000
その他 の者	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルを  
もってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の加賀市職員等旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、  
この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)  
以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1  
項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定  
により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前

の加賀市職員等旅費条例(以下この項及び第4項において「旧条例」という。)第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項後段を削る。

(加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

7 加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「の規定により、団長については6級以上の職務にある者、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員についてはその他の者」を「第13条に規定する市長等以外の者」に改める。

加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第15条まで 略                      (公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第16条 ※本文 略</p> <p>2 旅行に係る費用の弁償の額は、加賀市職員等旅費条例(平成17年加賀市条例第42号)の規定の例による。<u>この場合において、第1号職員の職務の級は、規則で定める。</u></p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第15条まで 略                      (公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第16条 ※本文 略</p> <p>2 旅行に係る費用の弁償の額は、加賀市職員等旅費条例(平成17年加賀市条例第42号)の規定の例による。_____</p> <p>_____</p> <p>※以下 略</p>	

加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第13条まで 略 (費用弁償)</p> <p>第14条 ※本文 略</p> <p>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、加賀市職員等旅費条例(平成17年加賀市条例第42号)の規定により、<u>団長については6級以上の職務にある者、副団長、分団長、副分団長、班長及び団員についてはその他の者とみなし費用弁償を支給する。</u></p> <p>※3 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第13条まで 略 (費用弁償)</p> <p>第14条 ※本文 略</p> <p>2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、加賀市職員等旅費条例(平成17年加賀市条例第42号)第13条に規定する市長等以外の者 _____とみなし費用弁償を支給する。</p> <p>※3 略</p> <p>※以下 略</p>	

加賀市職員退職手当条例(平成17年加賀市条例第44号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>※第1条から第12条まで 略 （失業者の退職手当）</p> <p>第13条 ※本文 略</p> <p>※2から10まで 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>※(5)・(6) 略</p> <p>※12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> <u>日数分の</u> 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみな</p>	<p>※第1条から第12条まで 略 （失業者の退職手当）</p> <p>第13条 ※本文 略</p> <p>※2から10まで 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>※(5)・(6) 略</p> <p>※12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の</u> 第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみな</p>	

す。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

※15から17まで 略

※第14条から第24条まで 略

附 則

※1から6まで 略

7 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項

す。

—

—

※15から17まで 略

※第14条から第24条まで 略

附 則

※1から6まで 略

7 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項

に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

※以下 略

に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

※以下 略

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市職員退職手当条例第13条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した加賀市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 ※本文 略 ※(1)から(3)まで 略</p> <p>※2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>※4 略</p> <p>※第3条から第20条まで 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当</p>	<p>※第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 ※本文 略 ※(1)から(3)まで 略</p> <p>※2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>※4 略</p> <p>※第3条から第20条まで 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当</p>	

該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

※(1)から(3)まで 略

※2・3 略

※以下 略

該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

※(1)から(3)まで 略

※2・3 略

※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

加賀市手数料条例(平成17年加賀市条例第83号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考												
<p>※本則 略</p> <p>別表(第2条、第6条関係) 手数料の種類及び金額</p> <table border="1" data-bbox="203 911 1039 1331"> <thead> <tr> <th>徴収する手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1から31まで 略</td> <td>※略</td> </tr> <tr> <td>32 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料</td> <td>(1) 水張検査 31の項の(1)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 水圧検査 31の項の(2)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 基礎・地盤検査 31の項の</td> </tr> </tbody> </table>	徴収する手数料の種類	金額	※1から31まで 略	※略	32 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料	(1) 水張検査 31の項の(1)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 水圧検査 31の項の(2)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 基礎・地盤検査 31の項の	<p>※本則 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の加賀市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、同日前の手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>別表(第2条、第6条関係) 手数料の種類及び金額</p> <table border="1" data-bbox="1070 911 1906 1331"> <thead> <tr> <th>徴収する手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1から31まで 略</td> <td>※略</td> </tr> <tr> <td>32 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料</td> <td>(1) 水張検査 <u>前項の(1)</u>に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 水圧検査 <u>前項の(2)</u>に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 基礎・地盤検査 <u>前項の(3)</u></td> </tr> </tbody> </table>	徴収する手数料の種類	金額	※1から31まで 略	※略	32 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料	(1) 水張検査 <u>前項の(1)</u> に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 水圧検査 <u>前項の(2)</u> に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 基礎・地盤検査 <u>前項の(3)</u>	
徴収する手数料の種類	金額													
※1から31まで 略	※略													
32 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料	(1) 水張検査 31の項の(1)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 水圧検査 31の項の(2)に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 基礎・地盤検査 31の項の													
徴収する手数料の種類	金額													
※1から31まで 略	※略													
32 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更許可に係る完成検査前検査手数料	(1) 水張検査 <u>前項の(1)</u> に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (2) 水圧検査 <u>前項の(2)</u> に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 (3) 基礎・地盤検査 <u>前項の(3)</u>													

	<p>(3)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1</p> <p>(4) 溶接部検査 31の項の(4)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1</p> <p>(5) 岩盤タンク検査 31の項の(5)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1</p>
※33から35まで 略	※略
36 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく建築物の確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく建築物の計画通知審査手数料	<p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 5,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 9,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 14,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 19,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートル</p>

	<p>____に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1</p> <p>(4) 溶接部検査 前項の(4)に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1</p> <p>(5) 岩盤タンク検査 前項の(5)____に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1</p>
※33から35まで 略	※略
36 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく建築物の確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく建築物の計画通知審査手数料	<p>(1) 構造計算の審査を要しない場合</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 16,000円 (建築基準法第6条の4の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項に規定する確認の特例)という。)にあっては、10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル</p>

<p>トルを超え1,000平方メートル 以下のもの 34,000円</p>	<p>以下のもの 24,000円(確認 の特例にあつては、17,000円)</p>
<p>(6) 床面積の合計が1,000平方メ ートルを超え2,000平方メー トル以下のもの 48,000円</p>	<p>ウ 床面積の合計が100平方メ ートルを超え200平方メー トル以下のもの 33,000円(確 認の特例にあつては、24,000</p>
<p>(7) 床面積の合計が2,000平方メ ートルを超え10,000平方メー トル以下のもの 140,000円</p>	<p>円) エ 床面積の合計が200平方メ ートルを超え300平方メー トル以下のもの 43,000円</p>
<p>(8) 床面積の合計が10,000平方 メートルを超え50,000平方メ ートル以下のもの 240,000円</p>	<p>オ 床面積の合計が300平方メ ートルを超え500平方メー トル以下のもの 52,000円</p>
<p>(9) 床面積の合計が50,000平方 メートルを超えるもの 460,000円</p>	<p>カ 床面積の合計が500平方メ ートルを超え1,000平方メ ートル以下のもの 59,000円</p>
<p>ア (1)から(9)までの床面積の 合計は、次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ次に定め る面積について算定する。</p>	<p>キ 床面積の合計が1,000平方 メートルを超え2,000平方メ ートル以下のもの 83,000円</p>
<p>(ア) 建築物を建築する場合 ((イ)に掲げる場合及び移 転する場合を除く。) 当該 建築に係る部分の床面積</p>	<p>ク 床面積の合計が2,000平方 メートルを超え10,000平方メ ートル以下のもの 200,000円</p>
<p>(イ) 確認を受けた建築物の 計画の変更をして建築物を</p>	<p>ケ 床面積の合計が10,000平方</p>

	<p><u>建築する場合(移転する場合を除く。)</u> <u>当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)</u></p> <p><u>(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合((エ)に掲げる場合を除く。)</u> <u>当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</u></p> <p><u>(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合</u> <u>当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</u></p> <p><u>イ 建築基準法第87条の4の昇降機(以下この項、次項、40の</u></p>		<p><u>メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</u> 320,000円</p> <p><u>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</u> 590,000円</p> <p><u>(2) 構造計算の審査を要する場合</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの</u> 26,000円</p> <p><u>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</u> 35,000円</p> <p><u>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</u> 49,000円</p> <p><u>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの</u> 73,000円</p> <p><u>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</u> 78,000円</p> <p><u>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メー</u></p>
--	---	--	---

	<p>項及び42の項において「昇降機」という。)を含む建築物に関する確認申請の場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 昇降機1基につき 9,000円</p> <p>(イ) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき 5,000円</p>		<p>トル以下のもの 90,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 250,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 410,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 760,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(ア) 建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積</p>
--	---	--	--



			<p>建築基準法第87条の4の昇降機(以下この項、次項、39の項及び41の項において「昇降機」という。)を含む建築物に関する確認申請等の場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算する。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 昇降機1基につき 16,000円</p> <p>(イ) 確認済証を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき 8,000円</p>
<p>37 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条の規定の適用を受ける同法第11条第1項の特定建築物(以下この項及び次項において「特定建築物」という。)を除く。)の完了検査申請手数料又は建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物(特定建築物を除く。)の完了の通知に対する</p>	<p>(1) (2)に規定する建築物以外の建築物</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 10,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 12,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 16,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メ</p>	<p>37 建築基準法第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為(以下「特定建築行為」という。)に係る建築物を除く。)の完了検査申請手数料又は完了の通知に対する検査手数料</p>	<p>(1) (2)に規定する建築物以外の建築物</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 22,000円</p> <p>(建築基準法第7条の5の規定により読み替えて適用される同法第7条第1項に規定する検査(以下この項において「完了検査の特例」という。)にあつては、19,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メ</p>

検査手数料			
	メートルを超え500平方メートル以下のもの 22,000円		メートルを超え100平方メートル以下のもの 29,000円(完了検査の特例にあっては、25,000円)
	オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 36,000円		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 42,000円(完了検査の特例にあっては、33,000円)
	カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 50,000円		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 48,000円
	キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 120,000円		オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 57,000円
	ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 190,000円		カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 68,000円
	ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 380,000円		キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 91,000円
	(2) 44の項に規定する中間検査を受けた建築物		ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの
	ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 9,000円		
	イ 床面積の合計が30平方メー		

	<p>トルを超え100平方メートル以下のもの 11,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 21,000円</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 47,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 110,000円</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 180,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>		
			<p>210,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 290,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 540,000円</p> <p>(2) 43の項に規定する中間検査を受けた建築物</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 15,000円(完了検査の特例にあっては、14,000円)</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 25,000円(完了検査の特例にあっては、21,000円)</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 37,000円(完了検査の特例にあっては、29,000円)</p>

	<p>370,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>昇降機を含む建築物に関する完了検査の場合は、昇降機1基につき 13,000円</p>		<p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 44,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 51,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 85,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 190,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 530,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計</p>	
--	--	--	---	--

			は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。 昇降機を含む建築物に関する完了検査の場合は、昇降機1基につき 22,000円
38 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(特定建築物に限る。)に関する完了検査申請手数料額	前項の規定の例により算出した金額に次に掲げる金額を加算した金額	38 建築基準法第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する建築物(特定建築行為に係る建築物に限る。)の完了検査申請手数料又は完了の通知に対する検査手数料	前項の規定の例により算出した金額に次に掲げる金額を加算した金額
又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物(特定建築物に限る。)の完了の通知に対する検査手数料	(1) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円	(1) 住宅用途の場合	(1) 住宅用途の場合
	(2) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円	ア 一戸建ての住宅 4,000円	ア 一戸建ての住宅 4,000円
	(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円	イ 一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、116の項、119の項、122の項から124の項まで及び127の項において「共同住宅等」という。)の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円	イ 一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、116の項、119の項、122の項から124の項まで及び127の項において「共同住宅等」という。)の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	120,000円
(5) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	151,000円
(6) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	189,000円
(1)から(6)までの床面積の合計は、当該建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為における同項の非住宅部分の床面積について算定する。	

ウ 共同住宅等の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,000円
エ 共同住宅等の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	42,000円
オ 共同住宅等の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	75,000円
(2) 住宅以外の用途(以下「非住宅」という。)の場合	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	15,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,000円
エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	76,000円

			<p>オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 151,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 189,000円</p> <p>(1)及び(2)の床面積の合計は、当該建築物に係る特定建築行為の床面積について算定する。</p>
39 建築基準法第6条の3第1項ただし書及び第18条第4項ただし書に規定する建築物の計画に関する構造計算の適合性に対する審査(以下この項において「構造計算適合性審査」という。)手数料	<p>(1) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が200平方メートル以下のもの 120,000円</p> <p>(2) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 140,000円</p> <p>(3) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 160,000円</p>		

	<p>(4) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 210,000円</p> <p>(5) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 240,000円</p> <p>(6) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 320,000円</p> <p>(7) 当該構造計算の対象となる床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 580,000円</p> <p>この項に定める金額は、構造計算ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p>		
40 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基	<p>(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。) 9,000円</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を</p>	39 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基	<p>(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。) 16,000円</p> <p>(2) 確認済証を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を</p>

づく建築設備の計画通知審査手数料	設置する場合 <u>5,000円</u> 昇降機については、1基につき1の建築設備として計算する。	づく建築設備の計画通知審査手数料	設置する場合 <u>8,000円</u> 昇降機については、1基につき1の建築設備として計算する。
41 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画通知審査手数料	(1) 工作物を築造する場合((2)に掲げる場合を除く。) <u>8,000円</u> (2) 確認 _____ を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>4,000円</u>	40 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画通知審査手数料	(1) 工作物を築造する場合((2)に掲げる場合を除く。) <u>15,000円</u> (2) 確認済証を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>7,000円</u>
42 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく _____ 建築設備の完了検査申請手数料又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する検査手数料	<u>13,000円</u> 昇降機については1基につき1の建築設備として計算する。	41 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する建築設備の完了検査申請手数料又は _____ 建築設備の完了の通知に対する検査手数料	<u>22,000円</u> 昇降機については1基につき1の建築設備として計算する。
43 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく _____ 工作物の完了検査申請手数料又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18	<u>9,000円</u>	42 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項又は同法第18条第21項に規定する工作物の完了検査申請手数料又は _____	<u>14,000円</u>

条第16項の規定に基づく工作物の完了の通知に対する検査手数料		工作物の完了の通知に対する検査手数料	
<p>44 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく<u>建築物の中間検査申請手数料又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程工事終了の通知に対する検査手数料</u></p>	<p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの <u>9,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>11,000円</u></p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>15,000円</u></p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>20,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの <u>33,000円</u></p>	<p>43 建築基準法第7条の3第1項又は<u>同法第18条第29項に規定する建築物の中間検査申請手数料又は建築物の特定工程工事終了の通知に対する検査手数料</u></p>	<p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの <u>16,000円</u> (建築基準法第7条の5の規定により読み替えて適用される同法第7条の3第1項に規定する検査(以下この項において「<u>中間検査の特例</u>」という。)) にあつては、<u>14,000円</u>)</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>23,000円</u>(<u>中間検査の特例にあつては、21,000円</u>)</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>31,000円</u>(<u>中間検査の特例にあつては、29,000円</u>)</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの <u>38,000円</u></p> <p>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>43,000円</u></p>

	<p>(6) 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> <u>45,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が<u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u> <u>100,000円</u></p> <p>(8) 床面積の合計が<u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</u> <u>160,000円</u></p> <p>(9) 床面積の合計が<u>50,000平方メートルを超えるもの</u> <u>330,000円</u></p> <p>(1)から(9)まで 床面積の合計は、特定工程に係る工事の終了時において中間検査の対象となる建築物の部分の床面積について算定する。</p>		<p>(6) 床面積の合計が<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u> <u>57,000円</u></p> <p>(7) 床面積の合計が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u> <u>74,000円</u></p> <p>(8) 床面積の合計が<u>2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u> <u>160,000円</u></p> <p>(9) 床面積の合計が<u>10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</u> <u>240,000円</u></p> <p>(10) 床面積の合計が<u>50,000平方メートルを超えるもの</u> <u>470,000円</u></p> <p>(1)から(10)までの床面積の合計は、特定工程に係る工事の終了時において中間検査の対象となる建築物の部分の床面積について算定する。</p>
<p>45 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は同法第8</p>	<p><u>120,000円</u></p>	<p>44 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は同法第8</p>	<p>(1) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が<u>100平方メートル以内のもの</u> <u>15,000円</u></p> <p>(2) 建築物の仮使用部分の床面</p>

<p>8条第1項若しくは第2項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく仮使用認定申請手数料</p>		<p>8条第1項若しくは第2項において準用する場合等を含む。)の規定に基づく仮使用認定申請手数料</p>	<p>積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>(3) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 60,000円</p> <p>(4) 建築物の仮使用部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 120,000円</p>
<p>46から111まで ※略</p>	<p>※略</p>	<p>45から110まで ※略</p>	<p>※略</p>
<p>112 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項から116の項までにおいて「法」という。)第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料</p>	<p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この項、117の項、125の項及び131の項において「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下117の項、125の項、127の項、131の項及び133の項において「登録住宅性能評価機関」という。)が、住宅品質確保法第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又</p>	<p>111 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項から115の項までにおいて「法」という。)第5条第1項から第7項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料</p>	<p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下この項、116の項及び124の項 _____ において「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下116の項、124の項及び126の項 _____ において「登録住宅性能評価機関」という。)が、住宅品質確保法第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又</p>

	<p>は住宅性能評価書(以下この項及び次項において「確認書等」という。)を添付しない場合</p> <p>※ア・イ 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>※略</p>		<p>は住宅性能評価書(以下この項及び次項において「確認書等」という。)を添付しない場合</p> <p>※ア・イ 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>※略</p>
113から116まで ※略	※略	112から115まで ※略	※略
117 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項から122の項までにおいて「法」という。)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)	<p>(1) 登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下126の項、127の項、132の項及び133の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項から122の項までにおいて「適合証等」という。)を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p>	116 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項から121の項までにおいて「法」という。)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)	<p>(1) 登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(125の項及び126の項</p> <p>___において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項から121の項までにおいて「適合証等」という。)を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 共同住宅等</p>

	<p>(以下この項、120の項、125の項、128の項及び131の項において「共同住宅等」という。)</p> <p>※(ア)から(エ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。</p> <p>法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書_____</p> <p>_____を提出するときは、当該確認_____の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は40の項に定める金額を加算する。</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※(ア)から(エ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。</p> <p>法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物に関する計画の通知書を提出するときは、当該確認又は計画の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は39の項に定める金額を加算する。</p>
118 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅以外の用途のみに供する建築物(以下121の項、126の項、129の項及び13	(1) 適合証等を添付しない場合 ア 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下	117 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅以外の用途のみに供する建築物(以下120の項、125の項及び128の項	(1) 適合証等を添付しない場合 ア 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下

<p>2の項において「非住宅建築物」という。)であるものに限る。)</p>	<p>131の項において「省令」という。)に規定するモデル建築物を用いる方法(以下この項、121の項、123の項、124の項、126の項、129の項及び132の項において「モデル建物法」という。)によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法(以下121の項、123の項、124の項、126の項、129の項及び132の項において「標準入力法又は主要室入力法」という。)</p> <p>_____によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>(2) 適合証等を添付する場合</p> <p>※アからキまで 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。</p> <p>法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて建築基</p>	<p>_____において「非住宅建築物」という。)であるものに限る。)</p>	<p>この項、次項及び122の項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する方法(120の項、122の項、123の項、125の項及び128の項において「モデル建物法」という。)によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が基準省令第1条第1項第1号イ又は第2号イ(1)及びロ(1)に規定する方法(120の項、122の項、123の項、125の項及び128の項において「標準入力法」という。)によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>(2) 適合証等を添付する場合</p> <p>※アからキまで 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。</p> <p>法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて建築基</p>
---------------------------------------	---	---	---

	<p>準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は40の項に定める金額を加算する。</p>		<p>準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は39の項に定める金額を加算する。</p>
<p>119 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅の用途及び住宅以外の用途に供する部分を有する建築物(以下122の項、127の項、130の項及び133の項において「複合建築物」という。)であるものに限る。)</p>	<p>(1) 適合証等を添付しない場合 住宅の用途に供する部分について117の項の(1)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(1)に定める金額を合計した金額</p> <p>(2) 適合証等を添付する場合 住宅の用途に供する部分について117の項の(2)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(2)に定める金額を合計した金額</p> <p>法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は40の</p>	<p>118 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(認定に係る部分が基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物(121の項から123の項まで、126の項及び129の項)において「複合建築物」という。)であるものに限る。)</p>	<p>(1) 適合証等を添付しない場合 住宅の用途に供する部分について116の項の(1)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(1)に定める金額を合計した金額</p> <p>(2) 適合証等を添付する場合 住宅の用途に供する部分について116の項の(2)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(2)に定める金額を合計した金額</p> <p>法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は39の</p>

	項に定める金額を加算する。		項に定める金額を加算する。
120 法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)	<p>※(1)・(2) 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。</p> <p>法第55条第2項において準用する法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は40の項に定める金額を加算する。</p>	119 法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)	<p>※(1)・(2) 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。</p> <p>法第55条第2項において準用する法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は39の項に定める金額を加算する。</p>
121 法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。)	<p>(1) 適合証等を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積につ</p>	120 法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。)	<p>(1) 適合証等を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>この項に定める金額は、評価の対象となる部分の床面積につ</p>

	<p>いて算定する。</p> <p>法第55条第2項において準用する法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は40の項に定める金額を加算する。</p>		<p>いて算定する。</p> <p>法第55条第2項において準用する法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は39の項に定める金額を加算する。</p>
<p>122 法55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)</p>	<p>(1) 適合証等を添付しない場合</p> <p>住宅の用途に供する部分について120の項の(1)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(1)に定める金額を合計した金額</p> <p>(2) 適合証等を添付する場合</p> <p>住宅の用途に供する部分について120の項の(2)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(2)に定める金額を合計した金額</p> <p>法第55条第2項において準用</p>	<p>121 法55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)</p>	<p>(1) 適合証等を添付しない場合</p> <p>住宅の用途に供する部分について119の項の(1)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(1)に定める金額を合計した金額</p> <p>(2) 適合証等を添付する場合</p> <p>住宅の用途に供する部分について119の項の(2)に定める金額及び住宅以外の用途に供する部分について前項の(2)に定める金額を合計した金額</p> <p>法第55条第2項において準用</p>

	<p>する法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は40の項に定める金額を加算する。</p>		<p>する法第54条第2項後段の規定により当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときは、当該確認の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項又は39の項に定める金額を加算する。</p>
<p>123 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項から133の項までにおいて「法」という。)第12条第1項及び第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定__手数料</p>	<p>(1) 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物(以下この項及び次項において「工場等」という。)であるもの</p> <p>ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>122 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項から129の項までにおいて「法」という。)第11条第1項及び第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料</p>	<p>(1) 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物(以下この項及び次項において「工場等」という。)であるもの</p> <p>ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る__床面積が300平方メートル__未満のもの</p>

26,000円

(イ) 特定建築行為に係る非  
住宅部分の床面積が1,000  
平方メートル以上2,000平  
方メートル未満のもの

37,000円

(ウ) 特定建築行為に係る非  
住宅部分の床面積が2,000  
平方メートル以上5,000平  
方メートル未満のもの

95,000円

(エ) 特定建築行為に係る非  
住宅部分の床面積が5,000  
平方メートル以上10,000平  
方メートル未満のもの

140,000円

(オ) 特定建築行為に係る非  
住宅部分の床面積が10,000  
平方メートル以上25,000平  
方メートル未満のもの

180,000円

(カ) 特定建築行為に係る非  
住宅部分の床面積が25,000  
平方メートル以上

18,000円

(イ) 特定建築行為に係る  
床面積が300平  
方メートル以上1,000平  
方メートル未満のもの

26,000円

(ウ) 特定建築行為に係る  
床面積が1,000  
平方メートル以上2,000平  
方メートル未満のもの

37,000円

(エ) 特定建築行為に係る  
床面積が2,000  
平方メートル以上5,000平  
方メートル未満のもの

95,000円

(オ) 特定建築行為に係る  
床面積が5,000  
平方メートル以上10,000平  
方メートル未満のもの

140,000円

(カ) 特定建築行為に係る  
床面積が10,000  
平方メートル以上25,000平

	<p>_____のもの 220,000円</p> <p>—</p>		<p>_____方メートル未満のもの 180,000円</p>
	<p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法又は主要室入力法 によるもの</p>		<p>(キ) 特定建築行為に係る床 面積が25,000平方メートル 以上のもの 220,000円</p>
	<p>(ア) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が300平 方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの 31,000円</p>		<p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法_____ によるもの</p>
	<p>(イ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 43,000円</p>		<p>(ア) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が300平 方メートル_____ _____未満のもの 22,000円</p>
	<p>(ウ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 100,000円</p>		<p>(イ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が300平 方メートル 以上1,000平 方メートル未満のもの 31,000円</p>
	<p>(エ) 特定建築行為に係る非</p>		<p>(ウ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 43,000円</p>
			<p>(エ) 特定建築行為に係る_____</p>

	<p>住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 190,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上_____のもの 230,000円</p> <p>—</p> <p>(2) 建築物の用途が工場等以外_____であるもの</p> <p>ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方</p>		<p>_____床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る_____床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る_____床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 190,000円</p> <p>(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 230,000円</p> <p>(2) 建築物の用途が工場等以外(住宅を除く。)であるもの</p> <p>ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る_____床面積が300平方メートル</p>	
--	---	--	---	--

	<p>メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>(エ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が10,000 平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が25,000</p>		<p>_____未満のもの 86,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が300平 方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(エ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 240,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 310,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が10,000</p>
--	--	--	--

	<p>平方メートル以上 _____のもの 430,000円</p> <p>—</p>		<p>平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 370,000円</p>
	<p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法又は主要室入力法 によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が300平 方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 520,000円</p>		<p>(キ) 特定建築行為に係る床 面積が25,000平方メートル 以上のもの 430,000円</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法_____によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る_____ 床面積が300平 方メートル_____未 満のもの 220,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る_____ 床面積が300平 方メートル 以上1,000平 方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る_____ 床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 370,000円</p>

	<p>(エ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 640,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が10,000 平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 760,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が25,000 平方メートル以上 _____ _____のもの 870,000円</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>		<p>(エ) 特定建築行為に係る _____ _____床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 520,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る _____ _____床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 640,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る _____ _____床面積が10,000 平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 760,000円</p> <p>(キ) 特定建築行為に係る床 面積が25,000平方メートル 以上のもの 870,000円</p> <p>(3) 建築物の用途が住宅である もの</p> <p>ア 評価方法の全部がモデル建 物法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る一 戸建ての住宅部分の床面積</p>
--	--	--	--

			が200平方メートル未満のもの 34,000円
	—		(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 38,000円
	—		(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 68,000円
	—		(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円
	—		(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 190,000円
	—		(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 280,000円

	—	イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの
	—	(ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 25,000円
	—	(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 28,000円
	—	(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 50,000円
	—	(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000円
	—	(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 140,000円



	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>法第35条第1項の規定による認定を受けた法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。)に係る手数料の金額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとの</p>		<p>56,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 150,000円</p> <p>エ 複合建築物である場合、(1)に定める金額又は(2)に定める金額に、(3)に定める金額を加算した金額</p> <p>法第30条第1項の規定による認定を受けた法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。次項において同じ。)に係る手数料の金額は、(1)から(3)までの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとの</p>
--	---	--	---

	その対象となる床面積に応じ、 <u>126の項の(2)</u>  <u>に定める金額とする。</u>		その対象となる床面積に応じ、 <u>非住宅にあっては125の項の(2)</u> <u>に、住宅にあっては124の項の</u> <u>(2)に定める金額とする。</u>
124 法第12条第2項及び第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更 <sub>に該当していることを証する軽微変更該当証明書交付手数料</sub>	(1) 建築物の用途が工場等であるもの ア 評価方法の全部がモデル建築物法によるもの (ア) 特定建築行為に係る <u>非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>21,000円</u> (イ) 特定建築行為に係る <u>非住宅部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>32,000円</u> (ウ) 特定建築行為に係る <u>非住宅部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>87,000円</u> (エ) 特定建築行為に係る <u>非</u>	123 法第11条第2項及び第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条に規定する軽微な変更 <sub>に該当していることを証する軽微変更該当証明書交付手数料</sub>	(1) 建築物の用途が工場等であるもの ア 評価方法の全部がモデル建築物法によるもの (ア) 特定建築行為に係る <u>床面積が300平方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>14,000円</u> (イ) 特定建築行為に係る <u>床面積が300平方メートル</u> <u>以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>21,000円</u> (ウ) 特定建築行為に係る <u>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>32,000円</u> (エ) 特定建築行為に係る <u></u>

	<p>住宅部分の床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上_____のもの 210,000円</p> <p>—</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>		<p>_____床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る_____床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る_____床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円</p> <p>(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 210,000円</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法_____によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る_____床面積が300平方メートル_____未満のもの</p>
--	---	--	---

	<p><u>24,000円</u></p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上2,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>35,000円</u></p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が<u>2,000</u> <u>平方メートル以上5,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>91,000円</u></p> <p>(エ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が<u>5,000</u> <u>平方メートル以上10,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>140,000円</u></p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が<u>10,000</u> <u>平方メートル以上25,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>170,000円</u></p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が<u>25,000</u> <u>平方メートル以上</u></p>		<p><u>16,000円</u></p> <p>(イ) 特定建築行為に係る 床面積が<u>300平</u> <u>方メートル以上1,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>24,000円</u></p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る 床面積が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上2,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>35,000円</u></p> <p>(エ) 特定建築行為に係る 床面積が<u>2,000</u> <u>平方メートル以上5,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>91,000円</u></p> <p>(オ) 特定建築行為に係る 床面積が<u>5,000</u> <u>平方メートル以上10,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u></p> <p><u>140,000円</u></p> <p>(カ) 特定建築行為に係る 床面積が<u>10,000</u> <u>平方メートル以上25,000平</u></p>
--	---	--	---

	<p>_____のもの 210,000円</p> <p>—</p>		<p>_____方メートル未満のもの 170,000円</p>
	<p>(2) 建築物の用途が工場等以外 _____であるもの</p>		<p>(キ) 特定建築行為に係る床 面積が25,000平方メートル 以上のもの 210,000円</p>
	<p>ア 評価方法の全部がモデル建 物法によるもの</p>		<p>(2) 建築物の用途が工場等以外 (住宅を除く。)であるもの</p>
	<p>(ア) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が300平 方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの 63,000円</p>		<p>ア 評価方法の全部がモデル建 物法によるもの</p>
	<p>(イ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 86,000円</p>		<p>(ア) 特定建築行為に係る _____床面積が300平 方メートル _____未満のもの 48,000円</p>
	<p>(ウ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 160,000円</p>		<p>(イ) 特定建築行為に係る _____床面積が300平 方メートル 以上1,000平 方メートル未満のもの 63,000円</p>
			<p>(ウ) 特定建築行為に係る _____床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 86,000円</p>

	<p>(エ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 220,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が10,000 平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が25,000 平方メートル以上_____ _____のもの 320,000円</p> <p>—</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法又は主要室入力法 によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が300平 方メートル以上1,000平方</p>		<p>(エ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 220,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が10,000 平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>(キ) 特定建築行為に係る床 面積が25,000平方メートル 以上のもの 320,000円</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法_____ _____によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る_____ _____床面積が300平 方メートル_____</p>	
--	--	--	--	--

	<p>メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 200,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 300,000円</p> <p>(エ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が10,000 平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの 460,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る非 住宅部分の床面積が25,000</p>		<p>_____ 未満のもの 110,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る_____ _____ 床面積が300平 方メートル _____ 以上1,000平 方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る_____ _____ 床面積が1,000 平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 200,000円</p> <p>(エ) 特定建築行為に係る_____ _____ 床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 300,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る_____ _____ 床面積が5,000 平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る_____ _____ 床面積が10,000</p>
--	--	--	--

	<p>平方メートル以上 _____のもの 530,000円</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>		<p>平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 460,000円</p> <p>(キ) 特定建築行為に係る床面積が25,000平方メートル以上のもの 530,000円</p> <p>(3) 建築物の用途が住宅であるもの</p> <p>ア 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(ア) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る一戸建ての住宅部分の床面積が200平方メートル以上のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 39,000円</p> <p>(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上のもの 460,000円</p>	
--	---	--	--	--

			<p>方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの 67,000円</p>
	—		<p>(オ) 特定建築行為に係る共 同住宅等の床面積が2,000 平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 120,000円</p>
	—		<p>(カ) 特定建築行為に係る共 同住宅等の床面積が5,000 平方メートル以上のもの 180,000円</p>
	—		<p>イ 評価方法の全部又は一部が 標準入力法によるもの</p>
	—		<p>(ア) 特定建築行為に係る一 戸建ての住宅部分の床面積 が200平方メートル未満の もの 15,000円</p>
	—		<p>(イ) 特定建築行為に係る一 戸建ての住宅部分の床面積 が200平方メートル以上の もの 16,000円</p>
	—		<p>(ウ) 特定建築行為に係る共 同住宅等の床面積が300平</p>

				<p>方メートル未満のもの 30,000円</p> <p>(エ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 52,000円</p> <p>(オ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 96,000円</p> <p>(カ) 特定建築行為に係る共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 140,000円</p> <p>ウ 複合建築物である場合、(1)に定める金額又は(2)に定める金額に、(3)に定める金額を加算した金額</p> <p>法第31条第1項の規定による認定を受けた法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の</p>
	—			
	—			
	—			
	—			
		法第36条第1項の規定による認定を受けた法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の		

	建築物に係る手数料の金額は、 (1)及び(2)の規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、 <u>129の項の(2)</u> _____に定める金額とする。		建築物に係る手数料の金額は、 (1)から(3)までの規定にかかわらず、当該他の建築物のエネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じ、 <u>非住宅</u> にあつては <u>128の項の(2)</u> 、 <u>住宅</u> にあつては <u>127の項の(2)</u> に定める金額とする。
<u>125</u> 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から <u>130の項</u> までにおいて「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)	(1) 登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第 <u>35条第1項</u> 各号に掲げる基準(以下次項及び <u>127の項</u> において「建築物エネルギー消費性能誘導基準等」という。)に適合することを証する書面又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び <u>128の項</u> において「住宅誘導基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合 ※ア・イ 略 ウ <u>長屋又は共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅</u>	<u>124</u> 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から <u>129の項</u> までにおいて「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)	(1) 登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第 <u>30条第1項</u> 各号に掲げる基準(以下次項及び <u>126の項</u> において「建築物エネルギー消費性能誘導基準等」という。)に適合することを証する書面又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び <u>127の項</u> において「住宅誘導基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合 ※ア・イ 略 ウ <u>共同住宅等</u>

	<p>(以下この項、128の項及び131の項において「共同住宅等」という。)の認定に係る部分の床面積が300平方メートル未満のもの 69,000円</p> <p>※エからカまで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第35条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>		<p>_____の認定に係る部分の床面積が300平方メートル未満のもの 69,000円</p> <p>※エからカまで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第30条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>
<p>126 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。)</p>	<p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面(以下この項及び129の項において「非住宅</p>	<p>125 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。)</p>	<p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面(以下この項及び128の項において「非住宅</p>

	<p>建築物誘導基準適合証」という。)を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第35条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>		<p>建築物誘導基準適合証」という。)を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第30条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>
127 法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)	(1) 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等	126 法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)	(1) 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等

	<p>に適合することを証する書面 (以下この項及び130の項において「複合建築物誘導基準適合証」という。)を添付しない場合</p> <p><u>125の項の(1)</u>に定める金額及び<u>126の項の(1)</u>に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>(2) 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合</p> <p><u>125の項の(2)</u>に定める金額及び<u>126の項の(2)</u>に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第35条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>		<p>に適合することを証する書面 (以下この項及び129の項において「複合建築物誘導基準適合証」という。)を添付しない場合</p> <p><u>124の項の(1)</u>に定める金額及び<u>前項の(1)</u>に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>(2) 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合</p> <p><u>124の項の(2)</u>に定める金額及び<u>前項の(2)</u>に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第30条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>
128 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の	※(1)・(2) 略 手数料の金額は、エネルギー	127 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の	※(1)・(2) 略 手数料の金額は、エネルギー

<p>変更の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)</p>	<p>消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第35条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>	<p>変更の認定申請手数料(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)</p>	<p>消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第30条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>
<p>129 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。)</p>	<p>(1) 非住宅建築物誘導基準適合証を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第35条第2項に規定する審査を申</p>	<p>128 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。)</p>	<p>(1) 非住宅建築物誘導基準適合証を添付しない場合</p> <p>※ア 略</p> <p>イ 評価方法の全部又は一部が標準入力法によるもの</p> <p>※(ア)から(キ)まで 略</p> <p>※(2) 略</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第30条第2項に規定する審査を申</p>

	し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。		し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。
130 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)	<p>(1) 複合建築物誘導基準適合証を添付しない場合 128の項の(1)に定める金額及び129の項の(1)に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>(2) 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合 128の項の(2)に定める金額及び129の項の(2)に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第35条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>	129 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料(認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。)	<p>(1) 複合建築物誘導基準適合証を添付しない場合 127の項の(1)に定める金額及び前項の(1)に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>(2) 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合 127の項の(2)に定める金額及び前項の(2)に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に併せて法第30条第2項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に応じ、36の項に定める金額を加算する。</p>
131 法第41条第1項に規定する建築物	(1) 登録住宅性能評価機関が、当		

物エネルギー消費性能基準(法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項から133の項までにおいて同じ。)に適合している旨の認定申請手数料(住宅を認定するものに限る。)

該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、法第35条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書(以下次項及び133の項において「消費性能向上計画認定通知書」という。)及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この項から133の項までにおいて「検査済証」という。)、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知書(以下次項及び133の項において「低炭素認定通知書」という。)及び検査済証又は住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(以下この項において「住宅基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合  
ア 評価方法の全部又は一部が

	<p>省令に規定する建築物の性能 による方法によるもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 69,000円</p> <p>(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 200,000円</p> <p>(カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 280,000円</p> <p>イ 評価方法の全部が省令に規定する建築物の仕様による方</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
--	---	--	--	--

	<p>法又はモデル住宅法・フロア          入力法(省令に規定するモデル          住宅又はモデル共同住宅を          用いる方法をいう。)によるも          の</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の床面          積が200平方メートル未満          のもの 17,000円</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅の床面          積が200平方メートル以上          のもの 19,000円</p> <p>(ウ) 共同住宅等の床面積が          300平方メートル未満のも          の 33,000円</p> <p>(エ) 共同住宅等の床面積が          300平方メートル以上2,000          平方メートル未満のもの          57,000円</p> <p>(オ) 共同住宅等の床面積が          2,000平方メートル以上          5,000平方メートル未満の          もの 100,000円</p> <p>(カ) 共同住宅等の床面積が          5,000平方メートル以上の</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
--	---	--	---	--

	<p>もの 160,000円</p> <p>(2) 住宅基準適合証等のいずれかを添付する場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のもの 9,300円</p> <p>ウ 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>エ 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 45,000円</p> <p>オ 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のもの 80,000円</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
<p>132 法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合</p>	<p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、当該申請に係</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

<p>している旨の認定申請手数料(非住宅建築物を認定するものに限る。)</p>	<p>る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証、消費性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証(以下この項において「非住宅建築物基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合</p> <p>ア 評価方法がモデル建物法によるもの</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</p> <p>(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
---	---	--	--	--

	<u>240,000円</u>		
	(オ) <u>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	—	
	<u>310,000円</u>		
	(カ) <u>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	—	
	<u>370,000円</u>		
	(キ) <u>床面積が25,000平方メートル以上のもの</u>	—	
	<u>430,000円</u>		
	イ <u>評価方法が標準入力法又は主要室入力法によるもの</u>	—	
	(ア) <u>床面積が300平方メートル未満のもの</u>	—	
	<u>230,000円</u>		
	(イ) <u>床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>280,000円</u>	—	
	(ウ) <u>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	—	
	<u>370,000円</u>		

(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,000円	—
(オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	640,000円	—
(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	760,000円	—
(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のもの	870,000円	—
(2) 非住宅建築物基準適合証等のいずれかを添付する場合		—
ア 床面積が300平方メートル未満のもの	9,300円	—
イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円	—
ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未		—

	<p>満のもの 27,000円</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
<p>133 法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(複合建築物を認定するものに限る。)</p>	<p>(1) 登録住宅性能評価機関であって登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、消費性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

	<p>書及び検査済証(以下この項において「複合建築物基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合</p> <p>131の項の(1)に定める金額及び前項の(1)に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>(2) 複合建築物基準適合証等のいずれかを添付する場合</p> <p>131の項の(2)に定める金額及び前項の(2)に定める金額を合計した金額とする。</p> <p>手数料の金額は、エネルギー消費性能の評価ごとのその対象となる床面積に応じた金額の合計金額とする。</p>		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
134から158まで ※略	※略	130から154まで ※略	※略	
※備考 略		※備考 略		

加賀市長期継続契約に関する条例(平成17年加賀市条例第50号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略                      (長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 機械、装置、機器及び車両の借入れ及び保守に関する契約</p> <p>(2) 建物付属設備の運転及び保守点検業務の委託に関する契約</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる契約のほか、物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る物品の借入れ又は役務の提供を安定的に確保することが困難になると市長が認めるもの</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条 略                      (長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 機械、装置、機器及び車両の借入れ及び保守に関する契約</p> <p>(2) 建物付属設備の運転及び保守点検業務の委託に関する契約</p> <p><u>(3) ソフトウェアの使用許諾に関する契約</u></p> <p><u>(4) クラウドサービスの利用に関する契約</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げる契約のほか、物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る物品の借入れ又は役務の提供を安定的に確保することが困難になると市長が認めるもの</p> <p>※以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

加賀市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第44号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その</p>	

他の保育の内容に関する支援を行う  
\_\_\_\_\_こと。

※(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

—

—

—

他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

※(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を



規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

※(2) 略

4 ※本文 略

※(1)・(2) 略

5 ※本文 略

※(1)・(2) 略

※第7条から第15条まで 略

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

※(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士\_\_\_\_\_により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士\_\_\_\_\_による必要な配慮が行われること。

事業者等

※(2) 略

6 ※本文 略

※(1)・(2) 略

7 ※本文 略

※(1)・(2) 略

※第7条から第15条まで 略

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

※(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士\_\_\_\_\_により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士\_\_\_\_\_による必要な配慮が行われること。

※(3)から(5)まで 略

※2 略

※第17条から第49条まで 略

附 則

※第1条・第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

※以下 略

※(3)から(5)まで 略

※2 略

※第17条から第49条まで 略

附 則

※第1条・第2条 略

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

※以下 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

加賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加賀市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第36条まで 略</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※第38条から第41条まで 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が</p>	<p>※第1条から第36条まで 略</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項____において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項____において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>※2 略</p> <p>※第38条から第41条まで 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が</p>	

著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う  
\_\_\_\_\_こと。

※(2) 略

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務

著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

※(2) 略

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は \_\_\_\_\_、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

※(2) 略

4 ※本文 略

※(1)・(2) 略

5 ※本文 略

※(1)・(2) 略

6 ※本文 略

7 ※本文 略

8 ※本文 略

9 ※本文 略

※第43条から第53条まで 略

附 則

※第1条から第3条まで 略

力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう

\_\_\_\_\_。

(1) 特定地域型保育事業者 \_\_\_\_\_ が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

※(2) 略

6 ※本文 略

※(1)・(2) 略

7 ※本文 略

※(1)・(2) 略

8 ※本文 略

9 ※本文 略

10 ※本文 略

11 ※本文 略

※第43条から第53条まで 略

附 則

※第1条から第3条まで 略

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

山中温泉ぬくもり診療所条例(平成27年加賀市条例第64号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第6条まで 略  <u>(病床数)</u>  <u>第7条 病床数は19床とする。</u>                      (利用料金の納入)  <u>第8条 ※本文 略</u>                      ※2 略                      (利用料金の収入)  <u>第9条 ※本文 略</u>                      (利用料金の減免)  <u>第10条 ※本文 略</u>                      (利用料金の不還付)  <u>第11条 ※本文 略</u>                      (委任)  <u>第12条 ※本文 略</u></p> <p>※別表 略</p>	<p>※第1条から第6条まで 略                      —                      —                      (利用料金の納入)  <u>第7条 ※本文 略</u>                      ※2 略                      (利用料金の収入)  <u>第8条 ※本文 略</u>                      (利用料金の減免)  <u>第9条 ※本文 略</u>                      (利用料金の不還付)  <u>第10条 ※本文 略</u>                      (委任)  <u>第11条 ※本文 略</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>※別表 略</p>	

[第1条関係]加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年加賀市条例第199号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (扶養手当)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>※第6条の2 略 (住居手当)</p> <p>第7条 <u>住居手当は</u> 次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>※(1)・(2) 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (扶養手当)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>—</p> <p>(1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(3) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) <u>重度心身障害者</u></p> <p>※第6条の2 略 (住居手当)</p> <p>第7条 <u>住居手当は、</u> 次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>※(1)・(2) 略</p> <p>※以下 略</p>	

[第2条関係]加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和4年加賀市条例第37号)新旧対照表

現行(令和4年加賀市条例第37号による改正後)	改正後(案)	備考
※本則 略 附 則 ※1・2 略 3 新条例第5条から第7条まで 及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	※本則 略 附 則 ※1・2 略 3 加賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条 及び第20条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	